

この手引きは、自治会等役員の抱える問題を行政と連携するうえで参考となるものです。

## 自治会等役員の手引き

# 令和6年度

### 自治会活動 Q & A



佐 倉 市

## 目 次

### 自治会基本編 (1 ページ～)

- P1 自治会の役割について説明してください。
- P1 自治会と行政はどのような関係にあるのですか？
- P1 自治会に入るメリットは何ですか。
- P2 自治会から市に提出する資料について教えてください。
- P2 自治会の情報に変更があった場合、どうすればよいですか。
- P3 回覧文書の発送日はいつですか。
- P3 地区代表者（自治会長）名簿を利用したいのですが。
- P4 「自治会等業務委託契約」とはどのようなものですか。
- P5 「自治会等自治振興交付金」とはどのようなものですか。
- P5 複数の自治会が連合組織を結成した場合、助成制度はありますか。
- P6 地区集会所を整備するための補助制度はありますか？
- P7 自治会掲示板について教えてください。（交換、修繕等）
- P7 回覧用のバインダー（回覧板）が古くなってしまったのですが、交換してもらえますか。
- P8 自治会の活動のための貸出物品があるとのことですが、どのようなものが借りられますか。
- P9 自治会活動のための物品購入（修繕）に係る資金の助成はありますか？
- P10 「市民公益活動補償制度」という制度があるそうですが、どのような活動が該当しますか。
- P12 自治会の総会または役員会等で、コミュニティセンターを利用したいのですが。
- P13 自治会の未加入世帯の加入を促進したいのですが。
- P14 自治会から市への要望はどのように行えばよいのですか？
- P16 要望書でなくとも、電話連絡で足りる場合はありますか？
- P16 要望書の回答はどのように届きますか？
- P17 各種募金の協力依頼がありますが、どのように募ったら良いのですか？
- P19 自治会にも個人情報保護の義務がありますか？

### 各種補助制度など (20 ページ～)

- P20 カーブミラーを設置してほしい
- P21 道路里親制度とは
- P22 山林や由緒のある樹木などを、市民みんなで共有するための制度は？
- P23 公園の清掃協力団体制度について説明してください。
- P24 夏まつりで公園を使用したいのですが。
- P24 公園の樹木に害虫が発生しているのですが。
- P25 イベント向け A E D の貸出し
- P26 雨水の貯留タンクや浸透ますを設置する補助制度

## 環境関連 (27 ページ～)

- P27 ごみ集積所を設置する場合の手続きについて説明してください。
- P28 資源回収の報償金（資源回収協力団体）について説明してください。
- P29 ゴミゼロ運動について説明してください。
- P30 町内清掃で出たごみ、U字溝清掃から出た土の処分は？
- P31 大気中の放射線量を測定したいのですが。
- P32 不法投棄されているのを、見つけたら。
- P33 近所の空き地の雑草で困っているのですが。
- P33 近所に空き家があり、雑草・ゴミ・建物が危険な状態など様々な状況で困っているのですが。
- P34 近所に空き家・空き地があり、所有者が貸したり売ったりしたいみたいなののですが。

## 防災・防犯・その他 (35 ページ～)

- P35 自主防災組織について説明してください。
- P36 災害時の避難場所・避難所を教えてください。
- P37 大地震や水害に備えて耐震補強などの工事をしたいのですが。
- P39 災害時の情報入手方法を教えてください。
- P43 佐倉市の消防体制について教えてください。
- P45 防犯指導員はどのようなことをするのか教えてください。
- P46 自治会の防犯活動への支援は？
- P47 防犯カメラの設置に補助はありますか？
- P48 民生委員・児童委員は、どんな活動をしているの？
- P49 社会福祉協議会について説明してください。
- P52 地域まちづくり事業について説明してください。
- P54 自治会で利用できる職員や講師の派遣制度はありますか？
- P57 高齢者の相談窓口があるとききましたが、どこにありますか？

## 資料編 (59 ページ～)

- P59 I 地域の要望に関する市役所の主な窓口
- P60 II 相談・案内窓口一覧
- III 佐倉市行政組織図

(Q) 自治会の役割について説明してください。

(A) 自治会は、同じ地域に住む人々が力を合わせて、地域を住みよいまちにするための活動を行う任意の団体です。個人では対応できない地域の課題に取り組む組織であり、また、さまざまな活動を通して地域の連帯感を深めたり、生活環境を整えたりするほか、市との連絡調整役も担っています。

問い合わせ先 自治人権推進課 市民活動推進班  
電話（直通） 4 8 4 - 6 1 2 7  
F A X 4 8 4 - 1 6 7 7

(Q) 自治会と行政はどのような関係にあるのですか？

(A) 自治会は自主的に組織された自治組織であって、行政の下部組織ではありません。自治会は、市にとって市民協働の重要なパートナーであり、お互いを尊重し自立した関係を築くことで、地域の実情に即し、協力して各種の活動を推進することができると考えています。

問い合わせ先 自治人権推進課 市民活動推進班  
電話（直通） 4 8 4 - 6 1 2 7  
F A X 4 8 4 - 1 6 7 7

(Q) 自治会に入るメリットは何ですか。

(A) 自治会等に入ることによって、次のようなメリットが考えられます。

- ・ 地域の中に顔見知りができ、言葉をかけ合える関係が生まれる。
- ・ 災害時など、いざという時に声をかけ合い、助け合える関係が生まれる。
- ・ 地域の中で生きがいや楽しみを見つけることができる。
- ・ 会員が増え、活動が活発になることで、より地域の課題が解決しやすくなる。
- ・ 回覧板等により地域の情報（近所の道路工事の予定や防災・防犯に関する情報）を得ることができる。

問い合わせ先 自治人権推進課 市民活動推進班  
電話（直通） 4 8 4 - 6 1 2 7  
F A X 4 8 4 - 1 6 7 7

(Q) 自治会から市に提出する資料について教えてください。

(A) 自治会から提出いただく主な資料及びその締切は、以下のとおりです。

◆3月29日締切

- ・地区代表者届及び個人情報の利用等に係る同意書
- ・令和6年度 地区代表者説明会の参加申込書
- ・令和6年度 日赤協賛委員選任届
- ・防犯指導員推薦書
- ・個人情報の利用等に係る同意書（防犯指導員）

◆5月31日締切

- ・自治会等業務委託契約書

◆9月30日締切

- ・自治会等自治振興交付金 申請書

問い合わせ先 自治人権推進課 市民活動推進班  
電話（直通）484-6127  
FAX 484-1677

(Q) 自治会の情報に変更があった場合、どうすればよいですか。

(A) 自治人権推進課にご連絡ください。

① 自治会長の変更があった場合

「地区代表者届及び個人情報の利用等に係る同意書」をご提出ください。

※上記用紙は、佐倉市HPまたは自治人権推進課窓口に用意してあります。

② 世帯数及び回覧数に増減があった場合

自治人権推進課へ電話、FAX、メールにてご連絡をお願いします。

問い合わせ先 自治人権推進課 市民活動推進班  
電話（直通）484-6127  
FAX 484-1677

(Q) 回覧文書の発送日はいつですか。

(A) 回覧のための行政文書の配布は、各課の文書を自治人権推進課でとりまとめ、原則として毎月第1月曜日（祝日の場合は翌営業日。但し、1月・4月を除く）に自治会へ発送いたします。住民の方々に回覧をお願いします。

**2024年度（令和6年度）回覧文書発送日**

5月7日・6月3日・7月1日・8月5日・9月2日・10月7日・11月5日

12月2日・2025(令和7)年1月14日・2月3日・3月3日

※4月の文書発送はありません。

※1月の文書発送は第2火曜日となります。

※この他に至急のお知らせ等が届くことがあります。

問い合わせ先 自治人権推進課 市民活動推進班

電話（直通） 4 8 4 - 6 1 2 7

F A X 4 8 4 - 1 6 7 7

(Q) 地区代表者（自治会長）名簿を利用したいのですが。

(A) 地区代表者名簿は、地区代表者の職務目的と「個人情報の保護に関する法律施行条例」との調整を図りながら、以下のとおり利用を限定しています。

**【地区代表者名簿の利用先】**

- ・佐倉市及び佐倉市の外郭団体が実施する業務について利用する場合。
- ・当該自治会等の区域内での開発行為や建築物等の建築及びそれに付随して発生する事項について、地元地区への周知・調整等のために事業者から求めがあった場合。
- ・当該自治会等の区域内に新たに入居した方及び転入予定の方から求めがあった場合。また、それらの方に自治会への加入案内をするため、事業者から求めがあった場合。
- ・国・県等他の公共機関から利用目的を明示し、求めがあった場合。
- ・国会議員、県議会議員、市議会議員から利用目的を明示し、求めがあった場合
- ・地区集会所などの利用等、自治会に対して用務があり、求めがあった場合。
- ・その他公益上の目的で使用する場合(道路・電気・ガス工事等)

※宅地開発、道路・電気・ガス工事等の対象地域を限定した地区代表者名及び連絡先の提供依頼に対しては、利用目的・事業者名・担当者名・連絡先を聴取の上、職員立会いのもと、必要箇所のみ閲覧を認めています。

※同意されない項目について問合せがあった場合には、電話等にて提供してよいか、その都度確認させていただきます。

※上記項目以外、特に営利の物販、勧誘等の目的のために情報を提供することは致しません。

問い合わせ先 自治人権推進課 市民活動推進班

電話（直通） 4 8 4 - 6 1 2 7

F A X 4 8 4 - 1 6 7 7

(Q) 「自治会等業務委託契約」とはどのようなものですか。

(A) 市と自治会等との間では、回覧など以下の業務に係る委託契約を結んでいます。この契約が「自治会等業務委託契約」です。

**【委託契約に基づく業務】**

1. 行政連絡文書や資料の配付、回覧及び掲示並びに掲示板の管理に関する事
2. 各種委員、調査員等の推薦に関する事（防犯指導員、民生委員・児童委員等）
3. 地区の総意としての要望事項の取りまとめに関する事
4. 佐倉市及び関係行政機関からの依頼事項に関する事（国、県、警察、学校等）
5. その他市長が必要と認める事項（赤十字活動資金募集、愛の募金）

※社会福祉協議会が行う業務（会費募集・共同募金）は委託業務に含まれません。

市では、上の委託契約に基づく業務を行っていただくため、以下の基準により委託料をお支払いいたします。

**■委託料の基準**

会員世帯数 (年度当初)	基本額	会員世帯数 (年度当初)	基本額
20 以下	30,000 円	501～1000	90,000 円
21～ 50	35,000 円	1001～1500	120,000 円
51～100	40,000 円	1501～2000	150,000 円
101～200	45,000 円	2001～2500	180,000 円
201～300	50,000 円	2501 以上	210,000 円
301～500	60,000 円		

※委託料は、委託契約に基づく業務を自治会に実施していただくことに対してお支払いするものです。その使い道は、それぞれの自治会の中でお決めください。

※毎年4月下旬にこの契約に係る資料をお送りし、契約締結及び委託料請求に係る作業を依頼しています。ご協力をお願いいたします。

問い合わせ先 自治人権推進課 市民活動推進班  
電話（直通） 4 8 4 - 6 1 2 7  
F A X 4 8 4 - 1 6 7 7

(Q) 「自治会等自治振興交付金」とはどのようなものですか。

(A) 「自治会等自治振興交付金」は、自治会等が自主的に行う以下の取組に対して、市が支援する制度です。 **9月末までに申請してください。**

【自治会等自治振興交付金の対象となる取組】

1. スポーツ又はレクリエーション事業
2. 文化又は教育活動に関する事業
3. 交通安全、防犯、環境その他生活の安全の確保及び維持に関する事業
4. 社会福祉や健康の増進に関する事業
5. その他市長が適当と認める事業

- 交付金の算定基準は「①事業費の合算額」と「②自治会等加入世帯数(※)×400円」を比較して、**少ない方**の金額です。

(※) 「自治会等加入世帯数」の基準日は4月1日です。申請後、年度途中で世帯数の増減があった場合でも、交付金額に変更はありません。

- 交付金は、自治会が直接行う事業や、他の団体と連携して行う事業が対象となります。自治会が事業に関与せず、補助金として他の団体に支出する場合は、ご利用いただくことはできません。

問い合わせ先 自治人権推進課 市民活動推進班  
電話(直通) 484-6127  
FAX 484-1677

(Q) 複数の自治会が連合組織を結成した場合、助成制度はありますか。

(A) 複数の自治会が、自治会同士の情報交換や連絡調整を行ったり、地域の共通問題や、一つの自治会の範囲を超えた課題に取り組んだりするため、連合組織(小学校区程度以上を区域とするもの)を結成した場合、その活動費の一部を助成します。(「自治会・町内会等連合協議会交付金」)。

【交付金の算定基準】 20,000円+構成する自治会1団体当たり2,000円

問い合わせ先 自治人権推進課 市民活動推進班  
電話(直通) 484-6127  
FAX 484-1677

(Q) 地区集会所を整備するための補助制度はありますか？

(A) 自治会等が、その活動拠点である集会所を整備する場合、経費の一部について補助を行っています（「佐倉市地区集会所整備事業補助金」）。

補助を希望される場合は、事前に要望書の提出が必要です。

- ・ 新設・改設・増設工事、賃料補助を希望する場合……まずにご相談ください。
- ・ 修繕・外構工事を希望する場合……前年度の9月末まで。（見積書を添付）

※近年の厳しい財政状況により、ご要望どおりに補助ができない場合や、補助限度額が減額となったり、制度が廃止となったりする場合があります。ご了承ください。

・ 補助率及び補助限度額 (令和6年4月1日現在)

内 容	整備費等総額	補助限度額	補助率
新設		1,000万円	1/2
改設・増設	補助対象経費が40万円以上の工事	800万円	1/2
修繕・外構工事	補助対象経費が20万円以上の工事	100万円	1/2
用地賃借料		25万円	1/2
建物賃借料		20万円	1/2

★集会所の整備・改修等に係る計画を立てる際は、次のことにご注意ください

- ・ 要望書の提出は、地域での打ち合わせを十分にしたうえで行ってください。
- ・ 机やイス等の備品(動産)は、補助の対象にはなりません。
- ・ いずれの事業も、市の交付決定を受けてから着手してください。事業着手・完了後の補助金申請は受け付けられません。
- ・ 建築にあたっては、都市計画法及び建築基準法など関係法令を遵守してください。

※過去、補助金を受けて新設・改設・増設工事、修繕等を実施している場合、経過年数によっては補助の対象とならない場合があります。

問い合わせ先 自治人権推進課 市民活動推進班  
電話(直通) 484-6127  
FAX 484-1677

(Q) 自治会掲示板について教えてください。(交換、修繕等)

(A) 市では、自治会内でのお知らせや、行政から依頼するポスター掲示等を行うための自治会掲示板を配布(貸与)しています。

**【配布基準】**

- ・原則として1自治会当たり2基(自治会の区域が広く、210世帯を超える場合は3基)

**【注意事項】**

- ・掲示板の板面やアクリル扉などの修繕が必要な場合は、市にご相談ください。
- ・また、掲示板の新設・建替を希望する場合、毎年9月末までに要望書を提出してください。
- ・市が行うのは、掲示板の「配布(貸与)」と「修繕」、「廃棄作業」のみです。掲示板の建替に係る既存掲示板の引き抜き(基礎部材の撤去および廃棄を含む)や、新たな掲示板の設置作業、既存の掲示板の移動、及び日常の管理は各自治会でお願いいたします。



(Q) 回覧用のバインダー(回覧板)が古くなってしまったのですが、交換してもらえますか?

(A) 回覧物を挟むためのバインダー(回覧板)は、自治会の回覧数を限度として、配布しています。要望書は不要です。

※回覧板は横クリップタイプと上クリップタイプがあります。

※回覧板の残部数の関係で、配布をお待ちいただく場合があります。ご了承ください。

問い合わせ先 自治人権推進課 市民活動推進班

電話(直通) 484-6127

FAX 484-1677

(Q) 自治会の活動のための貸出物品があるとのことですが、どのようなものが借りられますか？

(A) 自治会で行うお祭り、運動会、レクリエーションなどのコミュニティ行事に使用できる物品の貸出を行っています。現在、貸出を行っているものは以下のとおりです。

品 物	数 量	備 考
長胴太鼓	大 1 張	長胴太鼓(口径 480)・台・ばち
	小 1 張	長胴太鼓(口径 420)・台・ばち
イベントテント	大 2 張	テント (6 坪)・三方幕・ウエイト
	小 2 張	テント (3 坪)・三方幕・ウエイト
子供みこし	大 2 基	H1150×台幅 390・休み台 1 組 H705・担棒長 2700×6 本
	小 1 基	H 805×台幅 450・休み台 1 組 H510・担棒長 2700×2 本
鉄板焼き機	2 セット	外寸：W1210×D560×H800 鉄板サイズ：W1206×D556 厚さ 9mm LP ガス対応
マイクセット	1 セット	アンプ・マイク 2 本
折りたたみテーブル*	2 0 脚	W1800×D450×H700 ※貸出は 5 脚単位
折りたたみ椅子*	4 0 脚	W487×D470×H746 ※貸出は 1 0 脚単位

#### 貸出を受けることができる団体

- ① 自治会、子ども会その他の団体で、市内に活動の拠点を有するもの。
- ② その他市長が必要と認める団体

※民間の保育園や福祉法人、イベント業者等への貸し出しは行っておりません。

**貸出申請** 1 か月前まで。貸出申請書をご提出ください。

**貸出期間** 1 回につき、原則として 5 日以内

#### 貸出までの流れ



**\*折りたたみテーブル・折りたたみ椅子の貸出・返却日・時間については、事前にご相談願います。**

問い合わせ先 自治人権推進課 市民活動推進班  
電話 (直通) 4 8 4 - 6 1 2 7  
F A X 4 8 4 - 1 6 7 7

(Q) 自治会活動のための物品購入(修繕)に係る資金の助成はありますか？

(A) コミュニティ活動に必要な備品の整備等に対する助成制度として、一般財団法人自治総合センターが実施している「コミュニティ助成事業」があります。

例年、夏頃に募集案内があります。当事業は、自治会で使用する備品の購入(祭事用品は修繕も可)が助成対象となりますので、ご希望される自治会は、次の書類を揃えて、購入等を予定する前年度の6月末までに自治人権推進課へご提出ください。

- ① 申出書 (ひな形あり) ② 事業の概要がわかる資料 (ひな形あり)
- ③ 事業の詳細がわかる資料  
(備品の場合) 具体的な商品のカタログ写真(購入備品全て)のカラーコピー等  
(祭事用品の場合) 修繕についての企画書や説明資料(A4用紙1枚程度)等
- ④ 事業の見積書の写し(宛名は自治会の名称で業者に依頼)
- ⑤ 自治会の規約 ⑥ 自治会の最新年度の事業計画書・収支予算書

**コミュニティ助成事業とは・・・**

自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として実施している事業の一部で、自治会のコミュニティ活動に必要な設備等の購入や修繕等の助成を行うことで地域社会の発展と住民福祉の向上を図るものです。

詳しくは自治総合センターのHP(下記)をご覧ください。

<https://www.jichi-sogo.jp/>

QRコードはこちら⇒



**～コミュニティ助成事業の申請にあたって～**

- 年度によっては募集が無い場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- 当事業は、自治会で使用している備品(建築物や消耗品は除く)が対象となりますが、例年の状況をみると地域性や伝統性のあるものが採択されることが多いようです。

【過去の採択例】太鼓の購入、山車の修繕、獅子頭の修繕 等

- 助成予定団体数：1団体 ○助成額：100万円～250万円まで
- ※購入額等の額が100万円未満の場合は申請できません。また、助成金は10万円単位のため10万円未満の端数は自治会負担となります。

- 当事業にて購入・修繕した備品については右図のステッカー(4色カラー)を貼ることとなっていますのでご注意ください。



- 修繕の場合は、工期が8ヶ月以内(7月～翌年2月が目安)のものに限ります。

《次ページへ続く》

- 申請後に自治総合センターにて選考審査があります。申請が必ず採択されるものではありません。また、採択された場合でも、助成金の交付は令和7年度になります。
- 申請者が複数の場合には抽選となります。抽選の場合には申請団体へ後日連絡します。
- 過去5年以内に当事業を利用された自治会は申請できません。

問い合わせ先 自治人権推進課 市民活動推進班  
 電話（直通） 484-6127  
 FAX 484-1677

(Q)「市民公益活動補償制度」という制度があるそうですが、どのような活動が該当しますか。

(A)「市民公益活動補償制度」は、公益活動を行う団体等が公益活動中の不慮の事故を原因として損害賠償を負ったときや活動者自らが負傷あるいは死亡したときに市が補償をするもので、自治会が実施する清掃・防犯・防災・福祉活動等の公益活動中に起きた事故が対象となります。(ただし、自治会が行う行事であっても、単なる親睦事業については対象にならない等、細かい判断が必要になる場合もあります。)

事故が発生したときは、速やかに自治人権推進課へ連絡し相談してください。補償対象となる可能性が高い場合は、事故報告書や事故当日の参加者名簿、自治会の規約等、必要な書類を提出頂くこととなります。(自治会については、事前の団体登録手続きは不要です。)

●補償内容

(1) 賠償責任補償

市民公益活動中に、活動団体等の過失により、他人の生命、身体、財物に損害を与え、活動団体等が被害者から賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負うことになった場合に、免責額（1事故につき1万円）を超える額の部分を補填します。

種別	限度額等（免責額：1万円）
身体賠償	1人 6,000万円、1事故 2億円
対物賠償	1事故 100万円
保管物賠償	1事故 100万円

《次ページへ続く》

## (2) 傷害補償

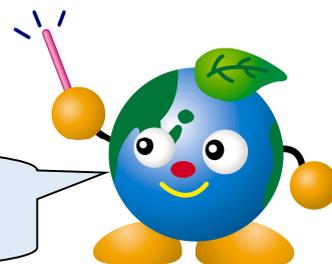
市民公益活動中に発生した事故で、市民公益活動中（無報酬で行うもの）の活動者等が死亡又は負傷した場合に補償します。

種別	限度額等	
死亡補償金	1人100万円	事故発生の日から180日以内にその事故による傷害が原因で死亡した場合に限る
後遺障害補償金	1人100万円	事故発生の日から180日以内にその事故による傷害が原因で後遺障害が生じた場合に限る
入院補償金	1日1,500円	事故発生の日から180日までの入院に限る
通院補償金	1日1,000円	事故発生の日から180日までの通院に対し通院日数90日までの通院日数に限る

### 【補償対象にならない主な事故】

- ・市民公益活動と認められない活動中の事故
- ・活動者等の故意による事故
- ・活動者等の自殺行為、犯罪行為、闘争行為による事故
- ・活動者等の疾病（熱中症、食中毒除く）、心神喪失による事故
- ・活動者等の他覚症状のない頸部症候群又は腰痛
- ・戦争、変乱、暴動による事故
- ・地震、噴火、津波による事故
- ・活動者等の無資格運転や酒酔い運転による事故
- ・その他、市が保険会社と契約した保険約款によるもの

近年、市民公益活動中の事故が多発しています。  
活動中の安全管理・事故防止にご配慮ください。



問い合わせ先 自治人権推進課 市民活動推進班  
電話（直通）484-6127  
FAX 484-1677

(Q) 自治会の総会または役員会等で、コミュニティセンターを利用したいのですが。

(A) 自治会の総会または役員会で、市のコミュニティセンターの使用を希望される場合は、事前にご相談が必要です。使用を希望する施設に直接ご相談ください。なお、施設の状況によりご希望に添えない場合がありますのでご注意ください。

- ・自治会での使用は、原則として総会、役員会のみで、自治会館を持たない自治会や、参加人数が多く自治会館に収容できない場合に限りです。
- ・使用料は、自治会が開催する総会または役員会で使用する場合は、減免(無料)となりますが、その他の活動での使用は有料となり、受付も一般利用と同様となります。
- ・コミュニティセンターの利用時間は、午前9時から午後9時までとなっております。
- ・休所日は、第2・4月曜日及び年末年始(12月28日から1月4日)です。

《コミュニティセンター一覧》

志津コミュニティセンター	井野794-1	TEL 487-6781
西志津ふれあいセンター※	西志津4-1-2	TEL 488-0904
和田ふるさと館	八木850-1	TEL 498-4000
ミレニアムセンター佐倉	宮前3-4-1	TEL 483-3081
千代田・染井野ふれあいセンター	染井野3-3-7	TEL 464-0072

※西志津ふれあいセンターは、指定管理者(テルウェル東日本株式会社)により管理運営されています。なお、利用方法、利用料金(使用料)及び減免の取り扱いは、他のコミュニティセンターと同様です。

[お願い]

コミュニティセンターは、市民の様々な活動に利用される施設です。自治会館等をお持ちの場合は、なるべく自治会館をご使用いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先 自治人権推進課 市民活動推進班  
電話(直通) 484-6127  
FAX 484-1677

(Q) 自治会の未加入世帯の加入を促進したいのですが。

最近、自治会に加入しない未加入世帯や脱会が増えて困っています。また、新たに区域内へ引っ越して来た世帯でも、加入していただけない場合があります。自治会への加入を促進する方法はありますか。また、市はどのような支援を行っていますか。

(A) 自治会未加入世帯等への対応に関しては、多くの団体でご苦労されていることと思います。

市では、現在、開発事業者等から宅地やマンションなどの開発行為に係る事前協議の手続きが提出された際、50世帯以上の場合は自治会を組織するよう、50世帯未満の場合は当該区域の自治会へ加入するよう、当該開発事業者等に指導しています。また、転入者や転居者に対し、自治会へ加入いただけるよう加入案内チラシの配布を行う他、ホームページ等でもご案内しております。

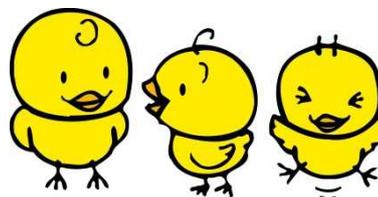
皆様には、自治会が地域の支え合いにより果たしている役割の重要性や、活動の楽しさを未加入の方にご理解いただけるよう、お子様のいる世帯も参加しやすい行事を実施したり、広報紙を発行したりすることも方法の一つだと思えます。

■自治会への加入案内チラシについて

●加入案内チラシは佐倉市ホームページで配布しています。

日本語のほか、英語、中国語、スペイン語のチラシがあります。

<https://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/jichijinkensuishinka/180/3596.html>



問い合わせ先 自治人権推進課 市民活動推進班  
電話（直通） 4 8 4 - 6 1 2 7  
F A X 4 8 4 - 1 6 7 7

(Q) 自治会から市への要望はどのように行えばよいのですか？

(A) 要望書に必要事項を記載の上、以下のとおりご提出ください。

要望書の様式	以下のいずれかをご利用ください。 ○ 市ウェブサイトからダウンロードする。 <a href="http://www.city.sakura.lg.jp/0000002916.html">http://www.city.sakura.lg.jp/0000002916.html</a> ○ 市民の声窓口、各出張所又は弥富派出所にて受け取る。 ○ 記載例（次頁）の書式に準じたものを使う。	
提出方法	以下のいずれかにより、上記要望書をご提出ください。	
【持参】	秘書課市民の声窓口 佐倉市役所 1号館 1階 (受付時間：平日 午前8時30分～午後5時15分) ※原則、自治会長等地区代表者の方がご提出ください。 地区代表者の了承を得た上で、代理の方でも結構です。	
【郵送】	〒285-8501 佐倉市海隣寺町 97 佐倉市役所 秘書課市民の声班	
【FAX】	043-486-2509	
【メール】	hisyo@city.sakura.lg.jp	
	※要望書を受付後、以下のとおり受理控えをお渡しします。 ・市民の声窓口で提出した場合…その場で ・郵送、メール、FAXで提出した場合…地区代表者宛に郵送します。 ※内容確認のため、連絡をする場合があります。	

◎交通規制（信号機・横断歩道・速度制限・大型車両通行禁止等）については千葉県公安委員会が所管しておりますので、窓口である佐倉警察署交通課規制係（代表電話：043-484-0110）へ直接ご要望ください。



問い合わせ先 秘書課 市民の声班  
電話（直通） 484-6102  
FAX 486-2509

(記載例)

# 要 望 書

令和 年 月 日

(あて先) 佐倉市長  
(秘書課市民の声班扱い)

自治会

区町内会名 ○○町自治会

押印不要です。

代表者名 佐倉 太郎

住 所 佐倉市○○町△△

電話番号 1 2 3 - 4 5 6 7

1. 件 名 カーブミラーの設置について

2. 要望内容

自治会等の総意としての要望事項をご記入ください。

○○町××番地先のT字路の見通しが悪いので、  
カーブミラーの設置を要望します。

3. 要望地区略図

必要に応じて、  
要望箇所がわかる位置図をご記入ください。  
略図等の添付でも結構です。

● ←カーブミラー設置要望箇所

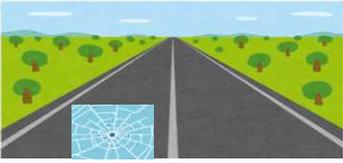
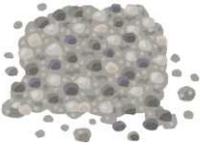
受付番号

担 当 課

佐倉市役所 1号館 1階 秘書課 市民の声班  
(電話 : 043-484-6102)

(Q) 要望書でなくとも、電話連絡で足りる場合はありますか？

(A) 以下の場合、書面ではなく、担当課に直接電話等でご連絡ください。

<p>緊急対応が必要な 道路陥没・破損</p> 	<p>緊急対応が必要な 道路側溝の損傷</p> 	<p>道路維持課 ( 電話 484-6130 484-6152 ) *30 ページ参照</p>
<p>カーブミラー破損</p> 	<p>街灯の球切れ・破損</p> 	
<p>土のう袋の申請 (*) 街路樹清掃用ごみ袋の申請 ※別途申請書あり</p> 	<p>砕石支給の申請 ※別途申請書あり</p> 	
<p>町内一斉清掃のごみ袋支給</p> 	<p>不法投棄を見つけたら</p> 	<p>廃棄物対策課 ( 電話 484-4202 ) ※30・32 ページ参照</p>

他にも担当課への電話連絡で対応できる場合があります。担当課にご相談ください。  
※主な相談窓口については、資料編 (P59～) をご覧ください。

(Q) 要望書の回答はどのように届きますか？

(A) 各担当課から自治会長等地区代表者宛に文書等で回答します。

要望及び回答についてのお問い合わせは、各担当課へお願いします。

要望内容によっては回答までに1か月以上のお時間をいただくことがあります。

問い合わせ先 秘書課 市民の声班

電話 (直通) 484-6102

FAX 486-2509

(Q) 各種募金の協力依頼がありますが、どのように募ったら良いですか？

日本赤十字社の「赤十字活動資金」、社会を明るくする運動の「愛の募金」について教えてください。

(A) 「赤十字活動資金」と「愛の募金」へのご協力は、趣旨をご理解いただいた上で、個人の自由な意思、判断により、多くの皆様にご協力をいただいております。啓発活動や募集についてご配慮いただきますようお願いいたします。

## 1 「赤十字活動資金」の募集について（赤十字運動月間 5月～6月）

日本赤十字社は、人のいのちと健康、尊厳を守ることを使命として、国内外で様々な人道的活動を行っております。

### ●日本赤十字社千葉県支部の主な活動

- ・ 災害救護活動や救援物資の配布（災害発生時）
- ・ 一次救命措置や応急手当、健康増進のための講習の普及推進
- ・ 防災や減災活動の普及
- ・ 赤十字ボランティアの育成
- ・ 義肢製作所の運営 等



ハートラちゃん

これらの活動に必要な資金は、「赤十字活動資金」により活用されております。今年も赤十字の趣旨をご理解のうえご協力をお願いいたします。

### ● 赤十字活動資金の納入方法（別途『赤十字活動資金の募集について』もご参照ください。）

- ・ ポスター掲示、回覧等を通じて啓発してください。
- ・ 領収書と赤十字活動資金を窓口または郵便振替で納入してください。

※5～6月の赤十字運動月間に関わらずとも、地域の皆様が安心して募金ができるよう、地域の実施しやすい時期に募金活動をしていただきますようお願いいたします。

#### 【窓口受付場所・時間】

- ① 市役所社会福祉課 月～金曜日（祝日除く） 8:30～17:15
- ② 西部地域福祉センター 火～日曜日（月曜休館日）9:00～17:00
- ③ 南部地域福祉センター 火～日曜日（月曜休館日）9:00～17:00

②・③については、月曜日が祝日の場合、翌日が休館日となります。郵便振替で赤十字活動資金を納入いただいた場合、後日、あらためて返信用封筒を送付いたしますので、その際に、自治会から会員あてに発行した領収書の控えをご提出ください。また、未使用の領収書についてもご返却をお願いいたします。

「赤十字活動資金」へのご協力は、個人の自由な意思、判断に基づくものでございますので、啓発活動等にご配慮いただきますようお願いいたします。

## 2 社会を明るくする運動の「愛の募金(旧名称 愛の一円募金)」について

### ● 「社会を明るくする運動」とは

「社会を明るくする運動」は法務省の主唱によって行われており、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築こうとする活動です。

これらの活動には、市民の皆様の善意によって集められた「愛の募金」により活用されております。今年も社会を明るくする運動「愛の募金」の趣旨をご理解のうえご協力をお願いいたします。（「愛の一円募金」は、金融機関での1円硬貨預け入れ手数料が募金額を上回る状況を乗り越えるため、募金額を連想する1円の文字を排し、令和4年度からは「愛の募金」に名称変更しています。）

### ● 「愛の募金」の使い道

※ 社会情勢の変化に応じて、控えている事業もあります。

- ・ 強調月間の啓発活動（7月）
- ・ W e b 講演会
- ・ 更生保護施設への寄付
- ・ 更生保護や青少年の健全育成等の活動を行っている団体への助成
- ・ 作文コンテストの実施 等

### ● 「愛の募金」の納入方法

- ・ チラシの回覧等を通じて啓発してください。
- ・ 募金を窓口で納入します。

※7月の強調月間に関わらずとも、社会情勢の変化に応じて、地域の皆様が安心して募金ができるよう、時期の選定にご協力くださいますようお願いいたします。

### 【窓口受付場所・時間】

① 市役所社会福祉課 月～金曜日（祝日除く）8:30～17:15

② 市役所各出張所・派出所 月～金曜日（祝日除く）8:30～17:15

（志津出張所は、第2・4日曜日も開庁しております。）

（市民サービスセンターでは、受付を行っておりません。）

### 【金額の確認について】

- ・ 金額を確認できている場合、その場で「領収書」を発行いたします。
- ・ 金額の確認ができない場合、「預り証」を発行し、金額を確認後「領収証」を郵送いたします。（例：募金を集めた袋を計測せずに、そのままお持ちいただいた場合などは、お預かりの上、受付順に計測しますが、大量の硬貨を取り扱うことから時間を要しております。ついては、お手元に領収証が届くまで2～3カ月かかる場合がございますので、予めご了承ください。）

「愛の募金」へのご協力は、個人の自由な意思、判断に基づくものでございますので、啓発活動等にご配慮いただきますようお願いいたします。自治会毎に募金袋によるご協力をお願いしております。

問い合わせ先 社会福祉課 地域福祉班  
電話（直通）484-6135  
FAX 486-2503

(Q) 自治会にも個人情報保護の義務がありますか？

(A) 平成 29 年 5 月 30 日以降、自治会等の非営利組織を含むすべての事業者  
に個人情報保護法に沿った個人情報の取扱いが求められています。

詳細は、市ウェブサイトに掲載しています。

<https://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/jichijinkensuishinka/180/5857.html>

## 個人情報保護のポイント

### ●利用目的をあらかじめ明確にしておく

どのような利用目的で個人情報を収集するのか、どのような個人情報が必要なのかを具体的に明らかにし、会員に説明できるようにしておきます。また、利用目的に沿った必要最低限の個人情報を収集するようにします。

【例】会員名簿を作成する場合の利用目的、収集する個人情報

利用目的	会員名簿及び区域図の作成・配付、会費の請求・管理、回覧その他文書の送付、会員の親睦活動、防災・防犯の活動、災害等の緊急時における支援活動
収集する個人情報	氏名、住所、電話番号、災害時の支援活動に必要な事項（性別、生年月日、援護の要否、緊急連絡先等）で会員が同意するもの

●取得する際は、利用目的を調査票等に記載し本人に伝えるか、または、あらかじめ回覧等で公表する。

●利用目的の範囲内で使用する。

●第三者に提供するときは、あらかじめ本人の同意を得る。

●盗難、紛失等がないように適切に管理する。

●不要になった会員名簿は、シュレッダーにかけるなど、他に利用されないように確実に廃棄する。

●個人情報の取扱いについて苦情の申出があったときは迅速に対応する。

●個人情報の開示請求や訂正等の申出に適切に対応する。

●第三者に提供した情報の記録または第三者から受領した情報の記録を作成しておく。

問い合わせ先 自治人権推進課 市民活動推進班  
電話（直通） 4 8 4 - 6 1 2 7  
F A X 4 8 4 - 1 6 7 7

(Q) カーブミラーを設置してほしい交差点があります。

自治会の区域内に、大変見通しの悪い交差点があり、最近も交通事故がありました。早急にカーブミラーを設置してほしいのですが。

(A) 市道などで、見通しの悪い交差点やカーブ地点に設置しています。

カーブミラーの設置対象は、道路の構造上見通しが悪く、かつ屈曲、屈折または交差する（交差点及びカーブ地点）佐倉市道などとなっています。

また、私道への設置については、原則としてそれぞれの所有者（管理者）での対応となりますが、通り抜けが可能で、不特定多数の車両が通行する公共性の高い道路については、この限りではありません。

設置を希望される場合は、位置図を添えて要望書を提出してください。

なお、現地の状況によっては、カーブミラーが設置出来ない場合もありますが、その場合は、他の安全対策を検討してまいります。また、カーブミラーが破損している場合の連絡は、電話で結構です。

問い合わせ先 道路維持課 事業班  
電話（直通） 4 8 4 - 6 1 5 2  
F A X 4 8 6 - 2 5 0 5



(Q) 道路里親制度という制度は、どのような制度なのでしょう？

(A) 道路里親制度について、説明します。

道路里親制度は、平成16年4月1日よりスタートいたしました。

この制度は、新しいボランティア活動のシステムとして、米国のテキサス州運輸局がハイウェイの散乱ゴミの防止対策に導入したのが始まりと言われています。

自分の居住している地域或いは地域を越えて、一定区間の道路、駅前広場などを住民や事業者等からなる自発的なボランティア（里親）によって、散乱するゴミの収集・清掃・草刈り等の美化活動を行っていただくものです。

- ・対象といたしましては、管理区間或いは管理区域の清掃などを月1回実施していただくものです。この制度の対象となる道路は、佐倉市が管理する道路、駅前広場などであり、国・県が管理する道路などは対象外となります。また、自発的なボランティアということから、補助金はありませんが、予算の範囲内において、ゴミ袋などの消耗品を支給或いは貸与をいたします。
- ・参加を希望する団体（原則として10人以上）は、道路里親届出書を道路維持課に提出して頂きます。
- ・次に、参加団体と市との間で、実施する道路の区間や地域或いは参加団体との役割分担などの道路里親制度の実施に必要な事項の確認をする「合意書」を取り交わします。また、事故等に対応するため、市の負担による市民公益活動保険に入ります。
- ・収集したゴミ等につきましては、道路維持課にご連絡をいただき、その都度、回収し処分いたします。

問い合わせ先 道路維持課 維持班

電話（直通）484-6130

FAX 486-2505



(Q) 所有している山林や由緒のある樹木などを、市民みんなで共有するための制度はありますか？

(A) 市内の貴重な緑（山林や樹木など）を、市民の資産として共有していくための二つの制度があります。

### ○市民緑地制度

市街地周辺に残る山林や草原などで貴重と認められる緑について、土地所有者からの申し出に基づき、市との間に市民緑地契約を締結する制度です。

契約に基づいて、市等が緑地を管理、市民に公開することによって、身近な緑を保存・活用していくことを目的としています。

契約要件 面積 300 m<sup>2</sup>以上の一団の土地

期間 契約期間5年以上

所有者の契約上のメリット

- ・市などが管理を行うことにより、管理の負担が軽減されます。
- ・無償賃借の場合、固定資産税、都市計画税が非課税となります。
- ・契約期間が20年以上の場合、相続税が2割評価減になります。

### ○名木・古木・樹林・草地等保存選定事業

市では、名木・古木・樹木・草地等で保存価値の高いものを選定し、市民に周知する制度があります。選定後も管理は引き続き所有者（管理者）が行いますが、市で表示板を設置し、市民に向けて広く公開されます。また、要綱に基づき制度への協力に対する報償金が交付されます（管理費用等の補助はありません）。

- 選定基準
1. 特に樹種等がまれなもの
  2. 樹齢が推定100年以上のもの
  3. 樹形が格調高いもの又は保存価値のあるもの
  4. 樹林等として保存価値のあるもの
  5. 野草などの群生地ですべて特に保存価値のあるもの
  6. その他市長が特に必要と認めるもの

報償額 樹木 1本につき3000円/年

樹林・草地等 1 m<sup>2</sup>あたり3円/年（最低3000円～最高3万円）

問い合わせ先 公園緑地課 公園活用班  
電話(直通) 484-0940  
FAX 485-0108

(Q) 公園清掃協力団体の制度について説明してください。

(A) 豊かな地域づくりに欠かすことのできない公園等の維持管理を目的として、ご協力いただける清掃協力団体に対し、佐倉市役所から清掃用具の貸与や謝礼金のお支払い等を通じてその活動を支援する制度です。

1. 清掃協力団体の要件

- (1) 市内在住の成人5名以上を含む団体  
(市内在学・勤務の方、市内に事業所を持つ法人に属する方も登録可能です)
- (2) 管理する公園・緑地と代表者が決定していること

2. お願いする活動内容

- ①年3～4回程度の草刈り
- ②月1回程度の公園清掃・ゴミ回収

※委託業者による清掃・草刈は実施しませんが、低木剪定については業者が行います。

3. 公園緑地課が支援できること

- ①ゴミ袋に分別された刈草やゴミ等の回収
- ②清掃用具等の貸与や支給

※予算の範囲内となりますが、できるだけご要望にお応えします。

③謝礼金 (A+B) のお支払い (活動実績報告の提出が必要となります)

A: 管理面積 500 m<sup>2</sup>以上→12,000 円、又は管理面積 500 m<sup>2</sup>以下→6,000 円

B: 管理面積 (m<sup>2</sup>) ×20 円

※年度中途でご協力いただいた場合も月割でお支払いします。

4. 事務手続きと活動の流れ

- ①有志と活動したい公園・緑地を決め、公園緑地課にご連絡ください。
- ②公園清掃協力団体登録申請書を公園緑地課に提出します。
- ③市から公園清掃協力団体登録通知書をお送りします。
- ④清掃用具を貸与・支給いたします。(可能な限りご要望にお応えします)
- ⑤年間作業計画にそって公園の草刈りや清掃をお願いします。
- ⑥活動実績の報告  
公園管理月報と季節ごとの作業状況が分かる写真を提出します。
- ⑦更新について (年度ごとに更新手続きが必要です) 公園緑地課から必要書類を送付しますので、必要事項をご記入の上、ご提出をお願いします。(メール・郵送可)

5. 謝礼金のお支払いについて

活動実績報告を確認したうえで、年度末に謝礼金をお振込みいたします。



問い合わせ先 公園緑地課 管理班

電話(直通) 484-6165

FAX 485-0108

(Q) 自治会の夏まつりで公園を使用したいのですが、どのようにしたらよいのでしょうか？

(A) 自治会の行事で公園を使用される際は、事前に所定の申請書をご提出ください。

公園内で夏祭り等のイベントや防災訓練を行う際は、事前に、所定の申請書（都市公園内行為許可申請書）をご提出ください。様式は、佐倉市役所公園緑地課のホームページにもあります。

(<https://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/koenryokuchika/56/4684.html>)

なお、イベント等において火気を使用される際は、火元責任者を定めてご申請ください。また当日は、消火器や消火バケツ等の用意をお願いします。

(Q) 公園の樹木に害虫が発生しているのですが、市で駆除をしてもらえるのでしょうか？

(A) 公園の樹木に害虫が発生しているのを発見した時は、ご連絡ください。現地を調査し、害虫の駆除を行います。

害虫の駆除は、原則、枝葉のせん定等の方法で行います。健康や周辺環境に悪影響を及ぼす可能性がある薬剤（農薬）の散布は、行いません。ただし、ツバキ、サザンカ類にチャドクガ等の毒を持つ虫が発生した場合は、忌避剤の散布を行うことがあります。

毒のない虫の発生や、春から夏にかけてのミツバチの分蜂等は、大きな被害が確認されない限り、そのままにする場合があります。

ご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ先 公園緑地課 管理班

電話(直通) 484-6165

FAX 485-0108



# イベント向けAEDの貸出し

イベント参加者の安全確保を目的に、自動体外式除細動器（AED）の貸出しを行っております。

**貸出対象** 自治会等市内で活動する団体が市内で開催する行事で、市民が参加する場合。

**貸出条件** 医師、保健師、看護師又はAEDを使用した救命講習会を修了した者を行事開催中、会場に配置すること。  
（申請時に資格証の写し添付）

**貸出期間** 7日以内

**受付期間** 貸出希望日の2か月前～7日前まで

**貸出費用** 無料



※体験用トレーニング機の貸し出しも行っています。



## 申込み・問い合わせ先

危機管理課 消防班

電話（直通） 484-6132

FAX 486-2502

(Q) 貯留タンクや浸透ますを設置する場合の補助制度はありますか。

(A) 市では雨水を貯留、浸透させる施設を設置する場合に補助を行っています。

住宅の屋根に降った雨水の流出を抑制する雨水貯留施設、または雨水浸透施設を設置する場合、市が設置費及び購入費の一部を補助しています。補助金の額は、次の表のとおりです。

詳細につきましては、治水課にお問い合わせください。

※一定の基準を満たし、購入・設置前に申請することが必要です。

1. 雨水貯留施設（貯留タンク）を設置する場合

限度額：5万円（浄化槽を転用する場合10万円）

区分	補助対象	補助金額 (100円未満は切捨て)
自己による 設置の場合	・貯留量100㎡以上	貯留量1㎡当たり100円×貯留量、または 購入費の1/2のいずれか低い方の金額
上記以外の 場合	・敷地内1基のみ (連結式は1基とみなす)	貯留量1㎡当たり100円×貯留量、または 設置費及び購入費の1/2のいずれか低い 方の金額

2. 雨水浸透施設（浸透ます）を設置する場合

限度額：10万円

区分	補助対象	補助金額 (100円未満は切捨て)
自己による 設置の場合	・内径25cm以上 ・ます高50cm以上	1基当たり2,000円×設置基数、または 購入費のいずれか低い方の金額
上記以外の 場合	・敷地内4基まで	1基の内径1cm当たり×700円×設置基 数、または設置費及び購入費のいずれか低い 方の金額

問い合わせ先 治水課 施設管理班  
電話（直通）484-4261  
FAX 486-2505

Q) ごみ集積所を設置する場合の手続きについて説明してください。

新たにごみ集積所を設置したいと考えていますが、どのような手続きが必要でしょうか？また、ごみ集積所を変更する場合は、どのような手続きが必要でしょうか？

(A) ごみ集積所を設置する場合は、利用する地域の皆さんで十分協議して決めてください。

ごみ集積所を新設、移転、廃止する場合は、廃棄物対策課へ申請書を提出してください。申請書の様式は、廃棄物対策課の窓口を用意してありますが、市のホームページからもダウンロードできます。ご希望の収集日の一週間前までに提出してください。

申請は、自治会長または利用者の代表の名前でお願いします。設置場所がごみの収集作業に支障がないことを確認した後に、ご希望の収集日から収集を開始します。

ごみ集積所の維持管理やカラスネットの用意は、利用者の皆様でお願いします。ごみ集積所の設置については、地域の皆様で十分協議して決定してください。申請書には、ごみ集積所に関する「土地所有者承諾又は隣接者同意」、「利用者同意」欄がございますので、関係者の了解を得てください。

#### 【ごみ集積所の設置場所の条件】

- 収集車両が通り抜けできる道路に接していること
- 収集車両から容易に作業ができる場所であること
- 原則、ごみ集積所を行き止まりの道路に設置することは出来ません。収集車両が容易に転回できるスペースがある場合は事前にご相談ください。



問い合わせ先 廃棄物対策課 リサイクル清掃班  
電話（直通） 4 8 4 - 6 1 4 9  
F A X 4 8 6 - 2 5 0 4

(Q) 佐倉市資源回収協力団体について説明してください。

資源回収の報償金は、どのようなものか説明してください。

(A) 佐倉市では、ごみの発生・排出抑制による減量化を推進するためと、貴重な資源の再利用を促進するために、新規の資源回収協力団体を募集中です。資源回収協力団体のない地域に、新規協力団体の結成をお願いしております。

資源回収の品目は、

①新聞 ②雑誌 ③ダンボール ④ビン ⑤カン ⑥紙パック ⑦古繊維（衣類）です。

回収取扱品目は業者によって異なりますので、各業者へご相談ください。業者については、市のホームページに一覧を掲載しています。

([https://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/haikibutsutaisakuka/gomi\\_genryo/1835.html](https://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/haikibutsutaisakuka/gomi_genryo/1835.html))

#### 資源回収活動に対する報償金制度

佐倉市では、資源回収協力団体として登録された団体（町内会、自治会、子ども会などの団体）に対して、回収実績に応じて報償金を交付しております。

《報償金の額》

新聞・雑誌	} 1 kgあたり 3円
ダンボール	
ビン・カン	
紙パック	
古繊維（衣類）	

問い合わせ先 廃棄物対策課 リサイクル清掃班  
電話（直通） 4 8 4 - 6 1 4 9  
F A X 4 8 6 - 2 5 0 4



(Q) ゴミゼロ運動について説明してください。

また、前回（令和5年度）に参加している場合は、どのようになりますか？

(A) ゴミゼロ運動とは、ごみの散乱防止と再資源化促進の普及啓発を目的に、毎年5月30日（ゴミゼロの日）を中心に散乱した空き缶等の一斉清掃を実施しているものです。

**【ゴミゼロ運動開催日】**

今年度の開催は、令和6年5月26日（日）です。

**【新規申込み】**

今年度、新規に参加を希望する団体は、清掃を実施する場所等をご検討のうえ、廃棄物対策課までご連絡ください。

**【継続申込み】**

前年度参加した団体には、今年度の参加案内を4月中旬頃にお送りする予定ですので、参加の有無をご回答ください。

**【ゴミ袋の配布】**

5月中旬に指定会場にて配布を予定しています。会場については、参加案内をご覧ください。

**【令和5年度実績】**

佐倉市実績 101団体、約10,600人参加登録

約32トン収集（内、ビン・カンなどの資源物、約56kg）

なお、ゴミゼロ運動とは別に、地区の清掃活動を実施される場合は、ゴミ袋の配布及び収集を行いますので、担当課へお問い合わせください。



申込み、問合せ先

廃棄物対策課 クリーン推進班  
電話（直通）484-4202  
FAX 486-2504

(Q) 町内清掃で出たごみやU字溝を清掃した際に出る土は、どのように処分すれば良いのですか？

(A) 町内清掃のごみは、廃棄物対策課へご連絡ください。

※町内清掃で出たごみは、ごみ集積所の生活ごみとは別に回収しますので、町内清掃を実施する一週間前までに廃棄物対策課へご連絡ください。(集積場所の図面もご提出ください。)

担当課では、町内清掃用の袋(もやせるごみ、カン、ビン、草・枝)を用意しています。袋が必要な場合は、事前に必要な枚数をご連絡いただき、窓口へ集積場所の図面を提出していただく際などに、袋をお受け取りください。

町内清掃では、宅内の木枝や生活ごみは出さないでください。また、町内清掃ごみは、もやせるごみ、ビン、カン、草・枝に分別してください。袋に入らない枝については、長さを2m以内にし、ひもで束ねるなど持ち運びが容易なようにしてください。

清掃活動を行う際には、参加者の皆様に、市の注意事項などを十分ご説明ください。

※草枝の袋には、他のごみを混ぜないでください。

※もやせるごみ、ビン、カン、草・枝以外のごみは回収出来ません。

※毎年実施されている団体についても年度当初に回収予約をお願いします。

問い合わせ先 《ごみの収集》廃棄物対策課 クリーン推進班  
電話(直通) 484-4202  
FAX 486-2504

(A) U字溝の土を清掃した際に出る土砂(泥)については、道路維持課へご連絡ください。

※ゴミゼロ運動などの際に町内会(自治会)清掃で発生したU字溝の土砂(泥)は回収いたします。なお、清掃に際しては、放射線対策や破傷風、病害虫からの危険回避のため、長袖、長ズボン、長靴、ビニール手袋やマスクなどを着用して作業を行ってください。

土のう袋は道路維持課で配布しますので、事前に必要な枚数をご連絡いただき、窓口へ土のう袋申請書および回収場所の地図を提出していただく際などに土のう袋をお受け取りください。

清掃により発生したゴミの分別について、徹底をお願いいたします。

土砂(泥)以外は、土のう袋に入れしないでください。土砂以外のものが入っていた場合の回収はできませんのでご協力をお願いします。

【U字溝の土砂以外(落ち葉、ビン、カン、ビニール類、紙類等)については、町内清掃用の袋に分別してお出してください。】



問い合わせ先 《土のうの収集》道路維持課 維持班  
電話（直通） 484-6130  
FAX 486-2505

(A) 街路樹の落葉清掃につきまして、ゴミ袋を配布しますので、道路維持課へ連絡をください。

自治会などの団体へ配布しますので、事前に必要枚数の連絡をお願いします。  
清掃した落葉は、もやせるごみとして、回収日にごみ集積所に出してください。

問い合わせ先 道路維持課 事業班  
電話（直通） 484-6152  
FAX 486-2505

(Q) 大気中の放射線量を測定したいのですが、測定器の貸出について教えてください。

(A) 市では放射線量測定器の貸出を行っております。

測定器は、市内において放射線測定を実施することを目的として使用する場合に限り、市民や自治会等に貸出しております。

貸出期間については、貸出しを受けた日から次の開庁日の午後4時30分までとさせていただきます。

測定器は大気中の放射線量を測定するものですので、食品や水、土壌などの測定はできませんのでご注意ください。

貸出しを受けるには、事前予約が必要となりますので、予約や詳細につきましては生活環境課にお問い合わせください。

問い合わせ先 生活環境課 環境対策班  
電話（直通） 484-6150  
FAX 486-2504

(Q) 不法投棄されているのを、見つけたら。

(A) 一般家庭ごみ・粗大ゴミ・家電製品等の不法投棄物を発見したら  
市役所（廃棄物対策課）に連絡をしてください。

※不法投棄物は、**一般廃棄物**と**産業廃棄物**に分かれます。

◆**一般廃棄物の場合は**、市廃棄物対策課が必要に応じ警察署等と協議しながら対応してまいります。

◆**産業廃棄物の場合は**、産業廃棄物の窓口である印旛地域振興事務所地域環境保全課へ連絡します。

印旛地域振興事務所地域環境保全課は、警察署等と協議しながら対応します。

#### 〈管理者責任について〉

不法投棄物は投棄者がわからない場合、河川敷であれば、河川管理者。道路敷であれば道路管理者。私有地の場合は土地所有者がその処理をすることとなります。

#### 〈不法投棄を防ぐためには〉

土地の所有者の方等には、定期的な見回りをし、こまめな清掃（下草刈り）・柵等の設置をお願いいたします。

市では不法投棄禁止看板を支給しておりますので、必要とされる方は、廃棄物対策課へ申し出てください。

問い合わせ先 廃棄物対策課 クリーン推進班  
電話（直通） 4 8 4 - 4 2 0 2  
F A X 4 8 6 - 2 5 0 4

(Q) 近所の空き地の雑草で困っているのですが……。どうしたら……。

(A) 空き地の雑草については、次のとおりです。

市街化区域及びその隣接区域の空き地で、雑草が繁茂し放置されている場合は、生活環境課までご連絡ください。強制力はありませんが、市から空き地の所有者に対して雑草除去の要請を行います。

問い合わせ先 生活環境課 生活環境班  
電話（直通） 4 8 4 - 6 1 4 8  
F A X 4 8 6 - 2 5 0 4



(Q) 近所に空き家があり、雑草・ゴミ・建物が危険な状態など様々な状況で困っているのですが……。所有者の連絡先を教えてもらえるのか。

(A) まずは住宅課までご相談ください。

空き家の問題（雑草・ゴミ・防犯上・建物の安全）は多岐にわたり、個人の財産であるため解決をするのは簡単なことではありません。

現地の確認を行い、空き家の管理が不適切かつ1年以上空き家となっている場合、法律に基づいて所有者の方に適正管理の助言通知を送付します。

また、所有者の連絡先は個人情報であり、教えることはできません。

問い合わせ先 住宅課  
電話（直通） 4 8 4 - 6 1 6 8  
F A X 4 8 5 - 0 1 0 8

※空き地及び空き家の管理につきましては、それぞれ所有者の方が、責任をもって適正に管理していただくものです。

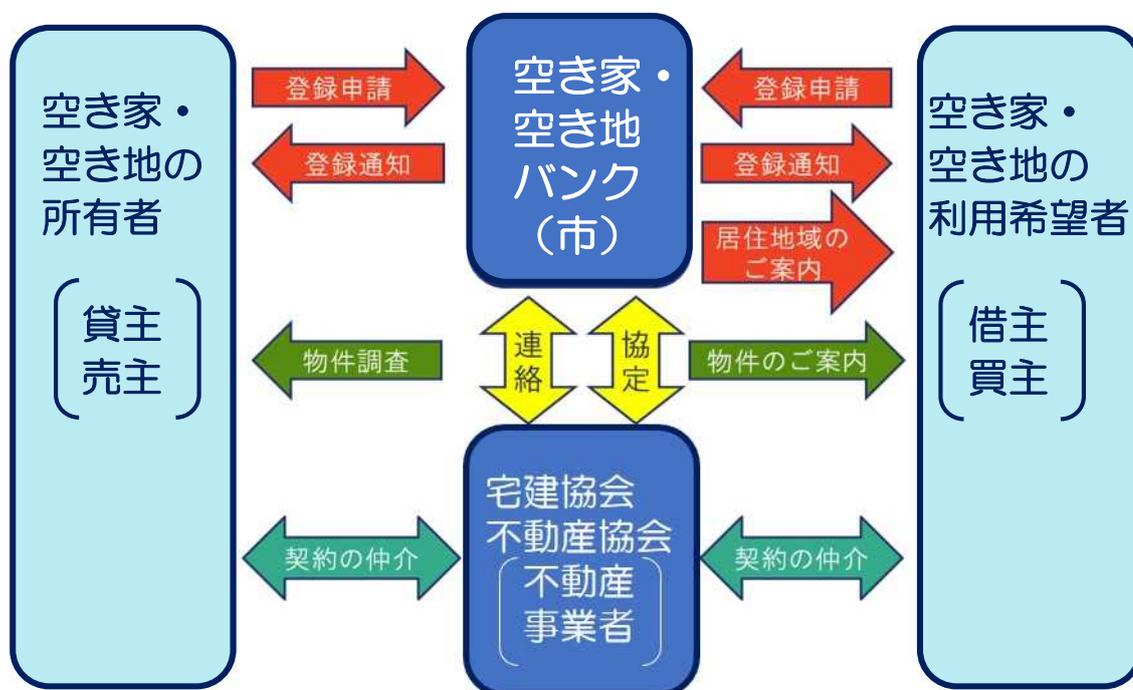
(Q) 近所に空き家・空き地があり、所有者が貸したり売ったりしたいみたいなのですが相談先はありますか……。

(A) 空き家・空き地バンク制度がありますので住宅課までご相談ください。まだ貸すか・売るか迷っている方、家財道具が残っている方の相談也大歓迎です。調査の上、貸した時・売った時の参考価格を算出いたします。

空き家・空き地バンク制度は空き家等の有効活用を目的に空き家等を貸したい・売りたい所有者の方の物件を市に登録し、市はホームページ等にその情報を公開します。その情報を見て、借りたい・買いたいという移住希望者と所有者との橋渡しを市・宅建協会・全日本不動産協会が協力して行う制度です

問い合わせ先 住宅課  
電話（直通） 484-6168  
FAX 485-0108

### 空き家・空き地バンクの仕組み



☆宅建協会（一般社団法人 千葉県宅地建物取引業協会印旛支部）及び不動産協会（公益社団法人 全日本不動産協会千葉県本部）は不動産事業者の団体で空き家バンクに関する協定を結んでいます。

(Q) 自主防災組織について説明してください。

私たちの町会には自主防災組織がありません。住民に説明をしたいので、概要を説明してください。

(A) 災害時は、自治会を中心とした地域の共助が重要となります。

地震などの大規模災害が発生した場合には、電気、ガス、水道、道路などライフラインの寸断や、同時多発する火災への対応のため、市や消防署などの防災関係機関の活動は著しく制限され、迅速な対応は困難となります。



このため、発災直後の人命救助や初期消火、避難誘導などの行動は、近隣住民の協力が必要であり、各地域の実情にあった組織的な防災活動が、多くの命や財産を守るために大きな役割を果たします。その活動の中心を担っていただく組織が、自主防災組織です。

#### 《自主防災組織》

自主防災組織は、地域の自治会を中心に組織され、平常時は、防災訓練等を通じて、防災知識の普及・啓発、地域の危険箇所の確認や資機材等の点検などの活動を行います。

災害が発生した場合には、情報を収集し、地区住民に伝えるとともに、初期消火、被災者の救出、避難誘導、避難所の運営などの役割を担います。



現在、佐倉市では118団体（令和6年3月現在）が設立され、各地域では、避難訓練や防災訓練など、活発な活動が行われております。

東日本大震災でも、各地域において被害状況の調査、ガスの復旧方法の周知、給水活動など、自主防災組織を中心に自主的な防災活動が行われました。

防災対策の基本は、「自分の身は自分で守る」（自助）とともに、「自分たちの地域は自分たちで守る」（共助）であることから、ぜひ、自主防災組織の設立の検討をお願いいたします。

佐倉市では、自主防災組織への支援として活動助成や活動に必要な資機材の貸与などを行っております。

設立に向けてのご相談や支援内容の詳細などお気軽にご相談ください。

問い合わせ先 危機管理課 防災班  
電話（直通） 484-6131  
FAX 486-2502

(Q) 災害時の避難場所・避難所について教えてください。

災害時に、どこに避難してよいかわかりません。教えてください。

(A) 災害時の避難場所・避難所に指定しているところは、次のとおりです。市として、「〇〇自治会は、〇〇避難所に避難する。」と決めていませんので、自治会で決めている場合を除き、避難が必要な場合は、お近くの安全な指定緊急避難場所・指定避難所への避難をお願いします。

- 「指定緊急避難場所」は、大地震などの災害が発生したときに、火災の延焼や余震などに備え、一時的に避難する場所です。
- 「指定避難所」は、家屋の倒壊等により災害の危険に伴い避難をしてきた被災者などが避難生活を送るための施設です。
- 「指定緊急避難場所」(校庭等)と「指定避難所」(校舎や体育館等)は併設しており、防災備蓄倉庫を設置しています。

#### ■指定避難所(指定緊急避難場所)(39カ所)

(佐倉地区)

佐倉小学校	佐倉東小学校	内郷小学校	白銀小学校
佐倉中学校	佐倉東中学校	佐倉高等学校	佐倉東高等学校

(臼井・千代田地区)

臼井小学校*	王子台小学校	間野台小学校
印南小学校*	千代田小学校	臼井中学校
臼井西中学校	臼井南中学校	染井野小学校

(志津地区)

志津小学校	上志津小学校	下志津小学校	南志津小学校
西志津小学校	井野小学校	青菅小学校	小竹小学校
志津中学校	上志津中学校	井野中学校	西志津中学校
佐倉西高等学校			

(根郷地区)

根郷小学校	山王小学校	寺崎小学校	南部中学校
根郷中学校	佐倉南高等学校	馬渡保育園	

(和田地区)

和田小学校

(弥富地区)

弥富小学校

\*臼井小学校・印南小学校については、洪水時の浸水想定区域内に位置していることから、洪水時は指定緊急避難場所として指定しません。ただし、2階部分以上については指定避難所として使用できるものとします。



問い合わせ先 危機管理課 防災班

電話(直通) 484-6131

FAX 486-2502

(Q) 大地震や水害に備えて、我が家の耐震補強や浸水対策などの工事をしたいのですが、補助はありますか？

(A) 市では、耐震等の災害予防対策に対する補助を行っています。

大地震に備えて佐倉市では、家の耐震補強を薦めています。耐震診断、補強工事等の補助は次のとおりです。

①木造建築物耐震診断補助金

1. (昭和56年5月31日以前の建築物)

ア 昭和56年5月31日以前に建築され、昭和56年6月1日以降の増築がなく、申請者自らが居住の用に供している木造住宅の耐震診断に要する経費の一部。

イ 補助金の額は、耐震診断に要した経費で市が算出した額の2/3とし、8万円を限度とする。

2. (昭和56年6月1日から平成12年5月31日までの建築物)

ア 昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに建築され、平成12年6月1日以降の増築がなく、申請者自らが居住の用に供している木造住宅の耐震診断に要する経費の一部。

イ 補助金の額は、耐震診断に要した経費で市が算出した額の2/3とし、4万円を限度とする。

②木造住宅補強改造工事補助金

1. (昭和56年5月31日以前の建築物)

ア 昭和56年5月31日以前に建築され、昭和56年6月1日以降の増築がなく、申請者自らが居住の用に供している木造住宅の補強改造工事に要する経費の一部。

イ 補助金の額は、補強改造工事に要した経費で市が算出した額の4/5とし、100万円を限度とする。二段階補強改造工事（一段階目で一階部分のみ補強、二段階目で全体の補強等）も可能。その場合は各段階で50万円を限度とする。

2. (昭和56年6月1日から平成12年5月31日までの建築物)

ア 昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに建築され、平成12年6月1日以降の増築がなく、申請者自らが居住の用に供している木造住宅の耐震補強改造工事に要する経費の一部。

イ 補助金の額は、補強改造工事に要した経費で市が算出した額の4/5とし、50万円を限度とする。

③耐震補強リフォーム事業補助金

ア ②1. の建築物で、補助金の交付を受けて行う耐震補強工事にあわせて行うリフォームの経費の一部。

イ 補助金の額は、リフォームに要した経費で市が算出した額の1/10とし、10万円を限度とする。

④耐震シェルター設置リフォーム補助金

ア 昭和56年5月31日以前に建築され、それ以降に増築がなく、申請者（満60歳以上の方のみの世帯、もしくは障害者手帳・療育手帳の交付を受けた世帯）自ら

が居住の用に供している木造住宅への耐震シェルター設置に要する経費の一部及びあわせて行うリフォームに要した経費の一部

イ 補助金の額は、耐震シェルター設置に要した経費で市が算出した額の1/2とし、15万円を限度とする。その補助額に、リフォームに要した経費で市が算出した額の1/10かつ、10万円を限度とする額を加算した額。

⑤マンション耐震診断補助金

ア 昭和56年5月31日以前に建築され、市民が所有・居住する分譲マンションの耐震診断に要する経費の一部。

イ 補助金の額は、耐震診断に要した経費で市が算出した額の2/3とし、予備診断3万4千円、本診断100万円をそれぞれ限度とする。

⑥危険コンクリートブロック塀等の除却、フェンス等の設置及び緑化推進補助金

ア 老朽化等で危険と判断された、通学路等に面したコンクリートブロック塀等の除却、フェンス等の設置及び緑化に要する経費の一部。

イ 補助金の額

1 危険コンクリートブロック塀等の除却に要する経費の2分の1以内、かつ除却する長さ1メートルあたり1万円を限度とする。

2 危険コンクリートブロック塀等の除却に併せて行うフェンス等の設置に要する経費の2分の1以内、かつ設置する長さ1メートルあたり1万5千円を限度とする。

3 危険コンクリートブロック塀等の除却に併せて行う緑化に要する経費の2分の1以内とする。

4 補助金の上限額は、1～3に規定する補助金の額の合計25万円とする。

⑦かさ上げ工事等補助金

ア 浸水による被害防止を図るため、居住の用に供している住宅等のかさ上げ工事等に要する経費の一部。

イ 補助金の額は、かさ上げ工事等に要した経費で市が算出した額の1/2とし、100万円を限度とする。

問い合わせ先 建築指導課 指導班

電話（直通）484-6169

FAX 485-0108

⑧止水板等設置等工事補助金

ア 建物の浸水被害を軽減するため、市内において居住している住宅又は使用している店舗等への止水板等設置等工事に要する経費の一部。

イ 補助金の額は、止水板等設置等工事に要した経費の1/2とし、50万円を限度とする。

⑨がけ地崩壊防止事業費補助金

(※対象となる区域が限定されているなど、一定の要件があります。)

ア がけ地崩壊による災害を防止するため、がけ地崩壊防止工事に要する経費の一部。

イ 補助金の額は、がけ地崩壊防止工事に要した経費の1/2とし200万円を限度とする。

問い合わせ先 治水課 施設管理班

電話（直通）484-4261

FAX 486-2505

(Q) 災害時の情報はどのように入手したらいいのですか。

佐倉市からの災害情報はどうやって、入手したらよいのですか？

(A) 災害時の情報伝達方法は次のとおりです。

① 防災行政無線

主に学校や公園などに設置しており、スピーカーから音声で放送します。

※放送をもう一度確認したい場合に、電話で放送内容を確認できます。

TEL 0120-711-508 (フリーダイヤル)

② 佐倉市公式ウェブサイト

災害時の最新情報や避難所開設情報などをお知らせします。

③ ケーブルテレビ (ケーブルネット296)

データ放送で緊急時の災害情報を放送します。

④ 広報車

市役所広報車や消防団による巡回放送をします。

⑤ メール配信サービス (登録制) ※登録方法は次ページを参照ください。

携帯電話やパソコンのメールに災害情報を配信します。

⑥ 緊急速報メール (エリアメール)

緊急性の高い災害情報を、エリアに存在する携帯電話などに一斉配信するサービスです。※登録操作は不要です。

⑦ 佐倉市防災情報X (旧ツイッター) <アカウント名: @bousai\_sakura>

災害・緊急情報をツイートします。

⑧ スマートフォンアプリ

・Yahoo! 防災速報

アプリを活用して、災害が発生するおそれがある場合や災害発生時に、防災情報を配信します。

・防災情報全国避難所ガイド

全国の避難所等の情報を収集し、現在地周辺の避難所を検索して道順を案内するナビゲーションアプリです。

防災行政無線の放送内容を音声と文字で受信・確認できるサービスも行っています。

⑨ 戸別受信機

防災行政無線の内容を聞くことができる専用の受信端末です。各自治会・自主防災組織に配布したほか、令和4年度より個人への無償貸与を行っています。

※以前、配布していた防災ラジオは、令和4年11月をもって、無線の内容を受信できなくなりましたが、引き続き AM/FM ラジオとしてお使いください。また、防災ラジオが不要になりました場合は、各自処分していただいても構いません。

問い合わせ先 危機管理課 防災班

電話 (直通) 484-6131

FAX 486-2502

「Yahoo! 防災速報」の詳細はこちらから↓



「防災情報全国避難所ガイド」の詳細はこちらから↓



## 佐倉市メール配信サービスについて

このサービスは、防災行政無線の放送内容を携帯電話及びパソコンへメールで配信するものです。防災行政無線が聞こえづらい地域の方や、文字として情報を確認したい方に便利なサービスです。

### ●配信内容

このサービスでは、以下の情報を入手することができます。また、欲しい情報のみを選択して入手することもできます。

- 防災・避難情報
- 水道事故
- 防犯情報
- 光化学スモッグ情報
- 行方不明者の捜索・保護情報
- その他の情報
- 前記全ての情報

### ●登録手順等

メールを受信するためには、携帯電話またはパソコンから登録していただく必要があります。下記を参照し、登録手続きをとってください。

### ●ご利用にあたってのお願いとご注意

- ・登録は無料ですが、通信料は自己負担となります。
- ・メールの受信制限をされている方は、sakuramail@ikkr.jp（全て小文字）からのメールを受信できるようにしてください。
- ・電波の届かない場所やメールの通信回線の混雑状況等により、メール配信が遅れたり届かないことがあります。
- ・メールの返信機能は有しておりません。
- ・このサービスは、佐倉市が事業を委託する株式会社スマートバリューにおいて運営しております。

### ●コールセンター窓口

- ・ご登録やご利用上のご不明点は、以下のコールセンター窓口へご連絡ください。その際に、「佐倉市メール配信サービスについて」とお伝えください。

【コールセンター窓口】

株式会社スマートバリュー TEL:03-6226-9535

（土日・祝日を除く午前9時～午後6時受付）

# 登録方法

【携帯電話からの登録】 ※スマートフォンではお使いの端末によりパソコン用画面が表示されます。

## ①空メールの送信

次のいずれかの方法で仮登録のための空メールを送信してください。

- ・携帯電話から直接アドレスを入力する。  
[sakura@emp.ikkr.jp](mailto:sakura@emp.ikkr.jp)
- ・カメラからQRコードを読み取る。



## ②仮登録の完了

仮登録完了のメールが届きます。メール内のURLをクリックし、本登録画面へアクセスします。

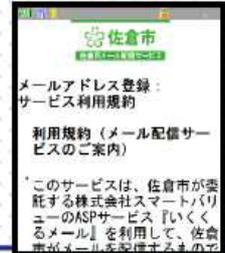
クリックしてください。

佐倉市メール配信サービスの仮登録が完了しました。メールを受信するためには本登録の手続きが必要となりますので、下記URLから手続きを行ってください。 ※仮登録の有効期限は仮登録完了時より7日間です。

[https://www.ikkr.jp/app/user/#\\*\\*\\*\\*\\*](https://www.ikkr.jp/app/user/#*****)  
担当課 危機管理課 TEL 484-6131

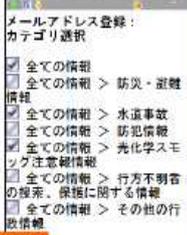
## ③利用規約への同意

利用規約が表示されます。内容を確認し「同意する」をクリックしてください。



## ④配信カテゴリの選択

受信を希望する情報の種類(カテゴリ)を選択してください。



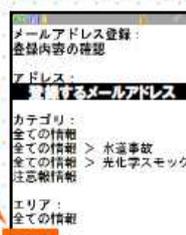
選択した後、「次へ」をクリックしてください。

次へ

## ⑤入力内容の確認

修正する場合は「修正」を、登録する場合は「登録」をクリックしてください。

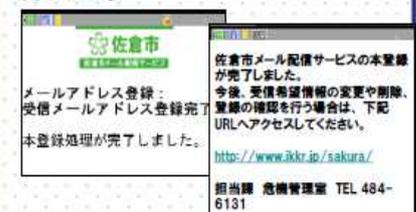
「登録」をクリックしてください。



登録

## ⑥登録の完了

登録の完了をお知らせするメールが届きます。



# 【パソコンからの登録】

## ①登録画面へのアクセス

登録画面内の「仮登録」ボタンをクリックし、メールアドレスを入力してください。

▼登録用画面URL  
<http://www.ikkr.jp/sakura>



## ②仮登録の完了

仮登録完了のメールが届きます。メール内のURLをクリックし、本登録画面へアクセスします。

クリックしてください。



## ③利用規約への同意

利用規約が表示されます。内容を確認し「同意する」をクリックしてください。

サービス利用規約

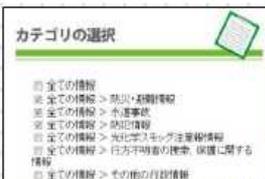
サービスのご案内

- ・このサービスは、佐倉市が委託する株式会社スマートリビューのASPサービスを利用するメール配信サービスです。
- ・このサービスをご利用になるには、[sakura@emp.ikkr.jp](mailto:sakura@emp.ikkr.jp)からのメールを受信可能にしてください。
- ・このシステムは、メールの送信機密を有しておりません。ご了承ください。
- ・本メール配信サービスは、携帯電話やパソコンの

## ④配信カテゴリの選択

受信を希望する情報の種類(カテゴリ)を選択してください。

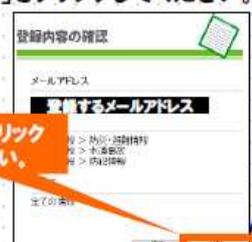
選択した後、「次へ」をクリックしてください。



## ⑤入力内容の確認

修正する場合は「修正」を、登録する場合は「登録」をクリックしてください。

「登録」をクリックしてください。



## ⑥登録の完了

登録の完了をお知らせするメールが届きます。



# 変更・解除の方法

## 【携帯電話からの変更・解除】

### ①空メールの送信

次のいずれかの方法で変更・解除のための空メールを送信してください。

・携帯電話から直接アドレスを入力する。

[sakura@emp.ikkr.jp](mailto:sakura@emp.ikkr.jp)

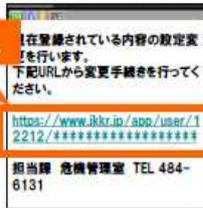
・カメラからQRコードを読み取る。



### ②設定変更画面へのアクセス

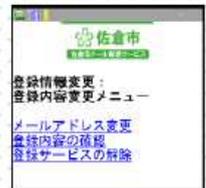
受信したメール内のURLをクリックし、設定変更画面へアクセスします。

クリックしてください。



### ③変更・解除

登録内容の変更・解除に関する操作を行ってください。



## 【パソコンからの変更・解除】

### ①登録画面へのアクセス

登録画面内の「変更・解除」ボタンをクリックし、メールアドレスを入力してください。

▼登録用画面URL

<http://www.ikkr.jp/sakura>



### ②設定変更画面へのアクセス

受信したメール内のURLをクリックし、設定変更画面へアクセスします。

クリックしてください。



### ③変更・解除

登録内容の変更・解除に関する操作を行ってください。



問い合わせ先 危機管理課 防災班  
電話（直通） 484-6131  
FAX 486-2502

(Q) 佐倉市の消防体制について教えてください

(A) 市町村の消防機関には消防本部、消防署、消防団の3つの機関があります。

○消防本部：佐倉市、八街市、酒々井町が人口規模に応じて消防署を運営する経費を負担し、佐倉市八街市酒々井町消防組合を組織し、消防の予算・庶務・企画・人事等の事務を執行しています。佐倉市大蛇町 281 に消防組合消防本部（代表 043-481-0119）が設置されています。

○消防署：第一線の活動部隊としての役割を果たし、火災、災害及び人命の救助救出に直接携わるとともに、火災予防活動に従事しています。佐倉市内には以下の消防施設があります。

佐倉消防署（大蛇町 281）	TEL：043-481-1135
〃 角来出張所（角来 1730）	TEL：043-485-0119
〃 臼井出張所（染井野 3-1-5）	TEL：043-488-0119
〃 神門出張所（神門 642-4）	TEL：043-498-2200
志津消防署（ユーカーが丘 1-1-28）	TEL：043-487-0119
〃 志津南出張所（中志津 3-35-1）	TEL：043-489-0119

○消防団：地域住民で組織され、普段は会社員であったり、商店、農業を営んでいたりと、それぞれの仕事を持ちながら、火災や災害が発生すると消防署と連携し、消防防災活動に従事します。

令和6年4月1日現在、53 箇部 699 名（内、女性消防部 15 名）で構成されています。消防本部・消防署が常備消防と呼ばれるのに対して、消防団は非常備消防と呼ばれています。

問い合わせ先	危機管理課	消防班
	電話（直通）	4 8 4 - 6 1 3 2
	F A X	4 8 6 - 2 5 0 2
	消防本部	
	電話（代表）	4 8 1 - 0 1 1 9

(Q) 消防団はどのような活動をしているのですか。

(A) 平常時は、各部（52 箇部）で管理している消防車両や各種資機材の点検や操作訓練、地域を巡回し防火水槽や消火栓の位置確認や点検、春秋火災予防運動、歳末警戒等の予防活動、救命救急講習会等の研修などを行っています。

火災の現場では消防署と連携して消火活動を行うほか、消火活動の支援、火災現場付近の交通整理、近隣住民の安全確保、防火水槽や消火栓などから、小型動力ポンプ・ポンプ自動車を使用して中継するなど消火活動用の水の確保を行います。

また、火災鎮火後の警戒活動等、消防署を補完する重要な役割を担います。地域によっては、地元住民とともに消防団が、火災現場の後片付けを行います。

(Q) 消防団の後援会費というのはどういうものなのですか

(A) 後援会費につきましては、地域の方が、同じ地域の中で、仕事を持ちながら消防団活動に従事されている方々の労をねぎらうために支援をされているものと考えます。

(Q) 消防団の後援会費は絶対に支払わなければならないのですか

(A) あくまでも消防団活動を支援しようという地域の厚意による任意のもので強制・義務的なものではありません。

また、消防団は市内の全地区を管轄しており、後援会費支払いの有無に関わらず、火災発生時には、必ず出動いたします。

(Q) 私たちの地区は消防署（常備消防）が近くにあるので消防団に特に世話になることはないと思うのですが。

(A) 今日では火災現場において直接の消火活動は消防署が主体となっていますが、消防団も消火活動を行うほか、消防活動用の水（水利）の確保、周辺整備、交通整理など、消防署が消火活動をしやすい環境を作り出すという役割を担っております。

さらに、火災鎮火後の警戒を行い、再発火防止などに長時間従事し、その活動は消防署を補完する重要な役割を果たしております。

また、火災出動以外に警戒活動や水害対応、行方不明者の捜索等、その活動は多岐に渡っており、国におきましても大規模災害等の発生時に地域に一番近い消防防災機関として消防団の充実強化を図るよう市町村に対して求めております。

問い合わせ先 危機管理課 消防班

電話（直通） 4 8 4 - 6 1 3 2

F A X 4 8 6 - 2 5 0 2



(Q) 防犯指導員は、どのようなことを行うか教えてください。

(A) 防犯指導員は、防犯パトロールなど地域防犯活動の中心となる防犯リーダーとして委嘱するものです。

防犯指導員の皆さんには、防犯活動への積極的な参加や地域住民への防犯の呼びかけ、警察署や市などが行う防犯活動への協力をお願いしています。

防犯指導員の任期は2年になります。ただし、自治会の諸事情による1年での交代も可能です。

#### ○防犯に関する情報

##### ・地域安全情報の伝達

千葉県警察本部からのお知らせである「県警だより」を、佐倉市からの回覧物と一緒に3ヵ月に1回、回覧をお願いします。併せて、佐倉警察署管内防犯組合連合会・佐倉警察署から隔月で発行される「犯罪発生マップ」の回覧もお願いします。

また、臨時的に佐倉警察署や市役所からの防犯に関する回覧をお願いする場合があります。

##### ・防犯情報のメール配信

依然として被害が発生している電話de詐欺などの情報をメール配信しています。被害に遭わないためにも、多くの方に配信登録をしていただきたいと思います。

登録方法につきましては、40ページのメール配信サービス登録手順を参照してください。

問い合わせ先 危機管理課 防犯・安全安心対策班  
電話（直通）484-6161  
FAX 486-2502

(Q) 自治会の防犯活動に対してどのような支援がありますか。

(A) 活動を開始する際に腕章等の物品を貸出しています。また、活動上、  
万が一事故があった場合には、自治会の活動として位置付けられた活  
動であれば、市民公益活動補償制度の対象となる場合があります。

#### 【防犯活動物品の貸与】

市では、自治会などで行う防犯活動に使用する物品として、1団体に対し、  
①腕章(20枚) ②拍子木(2組) ③誘導灯(2本)④防犯ベスト(20枚)  
⑤懐中電灯(2個) ⑥防犯キャップ(20個)を上限として貸出を行っております。  
貸出を希望される場合は、事前に電話でご連絡の上、危機管理課窓口で申請してく  
ださい。  
貸出期間については、概ね1年ですが、更新も可能です。

#### 【防犯活動に係る補償制度】

自治会などが行う公益活動に対する補償として、市民公益活動補償制度があります。  
この補償制度は、自治会が、活動の一部として位置付けて行なう防犯パトロール等  
も対象となります。補償内容等につきましては、9ページの「市民公益活動補償制度」  
を参照してください。

#### 【青色防犯パトロールの委嘱】

市では、自治会が行う防犯パトロールをより効果的に行っていただくため、青色防  
犯パトロール(自動車に青色回転灯を装着して行うパトロール)を希望する自治会な  
どに対して、委嘱を行っています。  
なお、手続や申請等の詳細については、下記にお問い合わせください。

問い合わせ先 危機管理課 防犯・安全安心対策班  
電話(直通) 484-6161  
FAX 486-2502



(Q) 自治会が道路などの公共の場所に向けて防犯カメラを設置したいのですが、補助制度はありますか。

(A) 「佐倉市防犯カメラの設置及び運用の適正化に関する条例」に基づき、犯罪の防止を目的として、道路などの公共の場所に向けて設置する防犯カメラ（防犯カメラと併せて設置する防犯灯も可）の設置費用を補助します。

**【補助対象経費】**

自治会が設置する防犯カメラ、防犯灯の購入や取付工事の経費

※「防犯カメラ作動中」などの表示看板の設置費用も含む。

**【補助対象外経費】**

▼防犯カメラなどを設置しようとする場所にある既存設備の撤去や移設に要する経費

▼土地の造成、土地や建物等の使用、取得、補償に要する経費

▼防犯カメラなどの維持管理や保守点検のための経費

▼防犯カメラ用モニターの設置のための経費 など

**【補助額】**

① 防犯カメラの設置費用の2分の1以内の額（1台につき20万円を限度）

② 防犯灯（防犯カメラと併せて設置するものに限る）の設置費用の2分の1以内の額（1基につき5万円を限度）

※①、②とも千円未満の端数を切り捨てた額

**【補助金を活用して設置を希望する場合】**

設置希望年度の前年度の6月末までに危機管理課へご連絡ください。

※詳細につきましては、下記にお問い合わせください。

問い合わせ先 危機管理課 防犯・安全安心対策班

電話（直通）484-6161

FAX 486-2502

(Q) 民生委員・児童委員は、どのような活動をしているのですか？

(A) 民生委員・児童委員は地域の身近な相談相手として、地域住民からの生活上の心配ごとの相談に応じ、課題解決のため必要な支援への「つなぎ役」として活動しています。

また、地域の見守り役として、定期的な訪問等により高齢者世帯や子どもたちの見守り等を行います。

身分は、民生委員法、児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された無報酬のボランティアで、非常勤の地方公務員として位置づけられています。

**【こんなときにご相談ください】**

- ・生活に困っているが、どこに相談してよいかわからない
- ・介護・福祉サービスを利用したいが、どのようにすればよいのか
- ・ひとり暮らしの高齢者なので見守りをしてほしい
- ・子育てに関する相談窓口を知りたい 等

**【安心してご相談ください】**

民生委員・児童委員には守秘義務があり、住民一人ひとりの人権とプライバシーを尊重し、秘密を保持します。

**【民生委員・児童委員活動と候補者推薦にご理解・ご協力ください】**

民生委員・児童委員は、日ごろから高齢者世帯や子どもの見守り活動を行っています。  
任期について（1期3年間）

現任期は、令和4年12月1日から令和7年11月30日までの3年間です。

令和7年12月1日の改選に向けて、自治会からの推薦につきましては、別途お願いをさせていただく予定ですので、ご協力をお願いいたします。

併せまして、欠員地区につきましても、引き続き候補者の推薦についてご協力をお願いいたします。誰もが安心して暮らせる地域づくりのために、さまざまな活動をしている民生委員・児童委員ですが、佐倉市においても16の区域で不足となっています。（令和6年4月1日現在）

行政も候補者選出に取り組んでおりますが、候補者の推薦には地域の皆様のご協力が不可欠です。委員の選出にご協力をお願いします。

問い合わせ先 社会福祉課 地域福祉班

電話（直通） 4 8 4 - 6 1 3 5

F A X 4 8 6 - 2 5 0 3

(Q) 社会福祉協議会について説明してください。

(Q-1) 社会福祉協議会の役割とその活動内容について説明してください。

(Q-2) 地区社会福祉協議会との関係について説明してください。

(A-1) 社会福祉協議会の役割とその活動内容について

#### 【目的】

佐倉市社会福祉協議会（佐倉市社協）は、社会福祉法第109条に基づく民間の組織です。地域に住む住民一人ひとりが地域社会を構成する一員として、その人らしく暮らせる社会づくりを目指して活動しています。地域福祉の推進役を担う社会福祉法人として、住民参加による地域の福祉課題の解決に向けた活動を展開しています。

#### 【主な事業】

##### 地区社会福祉協議会（地区社協）活動の推進

地区社協活動は、地域に住む全ての人々が安心して暮らせるまちづくりを、住民が主体になって知恵と力を出し合い、それを小地域で推進していく組織活動です。市内には、14の地区社協があり、ひとり暮らし高齢者食事会や子育てサロンなどの住民同士のつながりあえる活動や、日々の生活での困りごとをお手伝いする支えあいサービスなど、地域の特性を活かした支えあい活動を推進しています。

##### ボランティア活動の推進

ボランティアセンターは、住民相互のつながりに支えられた地域社会づくりをめざし、ボランティア活動の支援や推進を図っています。また、地域ニーズに沿った新たな担い手の発掘・養成のため、各種講座の開催、福祉教育を行っています。

##### 日常生活自立支援事業

物事の判断に支援が必要な高齢の方や障がいを持つ方が、安心して地域で暮らせるよう、必要な福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行い、ご本人との契約により生活を支援します。

## 法人後見事業

認知症や障がい等で判断能力の低下した方が、安心・安全な生活を送れるように成年後見制度を活用した法人後見事業を通じて、ご本人の権利を擁護します。

## 佐倉市成年後見支援センター（中核機関）

物事の判断が十分でない方が安心して地域で暮らせるよう、佐倉市からの委託を受けて成年後見支援センターを運営しています。成年後見支援センターでは、成年後見制度に関する相談、専門家によるアドバイス、市民後見人の養成、成年後見制度の普及啓発などを行っています。

## 在宅福祉サービス

住み慣れた地域で暮らし続けていくために、地区社協活動やボランティア活動により地域での支え合いを推進します。また、在宅での暮らしを支援するために、サービスの提供や相談の場を提供します。

（障害児者等への訪問介護員の派遣、障害児者等の相談支援、ふれあいいきいきサロン、ふれあい型食事サービス、おもちゃ図書館、移動サービス、福祉総合相談、生活福祉資金貸付事業、勉学奨励金の交付、車いす等貸出、善意銀行事業、災害見舞金交付他）

## 生活困窮者支援

さまざまな理由で生活困窮に陥った方に対して、就労や家計、引きこもりなどの相談を通して一人ひとりの状況に合わせた支援プランを一緒に作り、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、ご家族をはじめ他の専門機関、さらに地域の方々と連携して解決に向けた支援を行っています。

また、子どもの学習支援や居場所作りも市内のボランティア団体と連携をとりながら行っています。フードバンクちばとの連携による支援など、地域ぐるみで孤立や困窮をなくす取り組みを進めています。

## 会員募集

社会福祉協議会（社協）は、地域住民のみなさまが地域での支えあい活動に参画いただくことで、地域福祉活動を推進しています。毎年4月から6月を

会員募集期間とし、自治会のみなさまのご協力をいただき、会員加入のご依頼をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

### 共同募金運動

毎年10月1日から翌年3月31日までを共同募金運動の実施期間として、全国一斉に赤い羽根募金運動、歳末たすけあい運動が展開されます。自治会のみなさまのご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

※これらの会員加入と共同募金は、個人の自由な意思、判断によるところでありますので、ご配慮いただきますようお願いいたします。

### (A-2) 地区社会福祉協議会との関係について

地区社会福祉協議会（地区社協）は、地域のみなさまで構成されている組織です。地域福祉を推進するために行事や研修会、懇談会を開催して、地域の様々な声を聞き、福祉ニーズを発見し、自主的かつ主体的に問題の解決に取り組んでいます。地区社協は住民同士の支えあいを実現するために、各地区の特色を活かした活動を展開しています。

佐倉市社会福祉協議会（市社協）は、こうした地区社協活動が、地域で活発に取り組めるよう、緊密な連絡・協力関係を保ちながら、積極的に支援をする役割を担っています。

なお、社会福祉協議会の事業を進めるための財源は、会員の皆さまからいただいた会費や共同募金配分金、寄附金、そして行政機関からの補助金・委託金などで賄われています。

問い合わせ先 佐倉市社会福祉協議会 地域共生推進班  
(佐倉市海隣寺町87 社会福祉センター2F)  
電話(直通) 484-6033  
FAX 486-2518  
Eメール [machicom@sakurashakyo.or.jp](mailto:machicom@sakurashakyo.or.jp)

(Q) 地域まちづくり事業について説明してください。

### ●地域まちづくり事業って？

「地域まちづくり事業」は、より住み良い地域づくりを実現するため、地域の課題を地域自らが取り組む活動です。

地域まちづくり事業を実施する団体の構成は、隣接する複数（2以上）の自治会や市民団体などで、最大の範囲は、災害等の発生時に構成団体間で支援できる地域（2小学校区程度）を想定しています。

### ●なぜ、地域まちづくり事業が必要なの？

近年、ライフスタイルの変化や少子高齢化の進行等により、多くの自治会等で加入率の低下や担い手の不足等が問題となっています。

一方で、防犯・防災・福祉など、地域を取り巻く課題は複雑・多様化しており、単独の自治会等では対応が難しくなっています。

このような地域課題を、多くの団体・住民の皆様が関わり、そして自らの手で解決していく新たな自治活動の形が「地域まちづくり」事業です。

市はこの活動を支援しています。

### ●どんなメリットがあるの？

#### ■情報の共有

地域まちづくり事業を計画、実施する会議等を通して、地域内の様々な情報を得ることができるため、それを自分の所属する団体の活動に活かすことができます。

#### ■効果的な事業実施

個別の自治会で課題として認識していても実際に取り組みなかったものや、事業改善できなかったものに対し、地域の多様な人材の協力を得て取り組むことができます。

#### ■新たな信頼関係・絆の構築

これまで関係の薄かった団体間、地域住民同士が、会議・事業を通して、顔を合わせ、言葉を交わすことで、住民同士、団体間の相互理解が図られ、信頼関係・絆を築くことができます。

## ●地域のまちづくり活動を支えます

市では、地域まちづくり事業を実施する団体として認証後、地域の皆様が主体的に行う取り組みに対して、以下の支援を行っています。

### ■財政支援

地域の課題解決が図られ、且つ、市が提示する主要課題に該当する各種事業に対して交付金による支援を行います。（※団体運営費は対象になりません。）

### ■人的支援

必要に応じて、職員の派遣や技術協力を行います。

## ●団体設立から事業開始までの流れ

### ①意見交換

隣り合う自治会・町内会や、地域内で活躍する各種団体と組織化に向けて意見交換を行います。

※各種団体：小学校、自主防災・防犯団体、地区社協、民生委員・児童委員、PTAなど

### ②具体的内容の協議

地域で取り組みたい事業の具体的内容を協議し、団体設立のための「規約」・「運営費」・「事業計画」・「事業予算計画」を作成します。

### ③地域まちづくり事業実施団体の設立・市への登録

- ・設立総会を開催し承認を得ます。
- ・地域まちづくり事業を実施する団体として、市に登録。

### ④地域まちづくり事業の認定（年度ごと）

- ・団体の事業計画に沿って事業を開始します。
- ・市から財政支援・人的支援を受けたい事業は、事業実施前年度9月までに市へ事業計画・予算、事業実施年度4月に認められた予算の中で具体的な支援内容を申請します。地域まちづくり事業として認定されると、交付金等の支援が受けられます。

（事業完了後は、実績報告・交付金精算など行っていただきます。）

問い合わせ先 自治人権推進課 市民活動推進班

電話（直通） 4 8 4 - 6 1 2 7

F A X 4 8 4 - 1 6 7 7

(Q) 自治会で利用できる職員や講師の派遣制度はありますか？

(A) 市や各種団体では様々な講師派遣制度がありますので、自治会活動等での利用希望がありましたらご活用ください。主なメニューは以下のとおりです。

内 容	対象者	日 時	申 込 方 法	費 用	申 込 ・ 問 合 せ
<p><b>◆出前健康講座</b></p> <p>保健師・栄養士・歯科衛生士・食生活改善推進員が、皆様のところへ伺い、健康づくりを応援します。</p> <p>&lt;メニュー例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活習慣病予防について</li> <li>・運動の紹介 (Sakura 10Minutes Exercise (佐倉市オリジナル体操) の紹介など)</li> <li>・たばこの害、受動喫煙の影響について</li> <li>・こころの健康づくり</li> <li>・むし歯・歯周病の予防</li> </ul>	市内在住・在勤の10人以上のグループ	<p>平日 9 時～17 時までの間の 2 時間以内 (年末年始を除く。)</p> <p>※曜日・時間は応相談。</p> <p>※食生活改善推進員の講座については応相談。</p>	<p>開催の1か月前までに「出前健康講座申請書」に必要事項(開催希望日時等)を記入し提出(郵送・FAX可)。</p> <p>具体的な講話の内容などについて、調整させていただきます。</p> <p>メニュー・申請書は、各保健センター窓口、佐倉市ホームページからダウンロードできます。</p>	無料	<p>健康推進課 成人保健班 (健康管理センター) TEL 312-8228 FAX 485-6714</p>
<p><b>◆介護予防出前講座</b></p> <p>いくつになってもいきいきと暮らすための講座です。簡単な運動・高齢期のフレイル予防、物忘れ予防、その他内容などについては、お気軽にご相談ください。 「佐倉ふるさと体操」「佐倉わくわく体操」の指導も承ります！</p>	市内の高齢者が集まる会・介護予防を学びたい団体 10～30名程度(人数は応相談)	月～金曜 9時30分～16時まで (それ以外の場合は応相談) 20分から1時間程度	<p>開催の1か月前までに電話で申し込みの上、「介護予防出前講座申込書」を提出(郵送、FAX可)。具体的な講話の内容などについて、調整させていただきます。</p>	無料	<p>高齢者福祉課 包括ケア推進班 TEL484-6343 FAX486-2503</p>
<p><b>◆認知症サポーター養成講座</b></p> <p>認知症の知識や支援のあり方など、認知症を理解していただくための講座です。受講者には認知症サポーター証を配布します。</p>	市内在住・在勤・在学の10人以上のグループ	応相談 1時間～1時間30分程度	<p>開催の1か月前までに高齢者福祉課又は地域包括支援センターに開催希望日をお知らせください。具体的な講話の内容などについて、調整させていただきます。</p>	無料	<p>高齢者福祉課 包括ケア推進班 TEL484-6343 FAX486-2503</p> <p>・ 各地域包括支援センター</p>
<p><b>◆わたしらしく生きるための(手帳の書き方)講習会</b></p> <p>医療や介護が必要になったときの備えや、希望を残すための手帳の書き方をお話します。</p>					

内 容	対象者	日 時	申 込 方 法	費 用	申 込 ・ 問 合 せ
◆ <u>空き家対策講座</u> 空き家問題とは何か。空き家を増やさない環境づくりと市が行っている空き家対策に関連する制度や取り組み等についてお話しします。※他の目的の集まりやイベントの際に伺うことも可能です。	市内在住の 10人以上の グループ	応相談 通常 15～30 分程度	開催の 1 か月前までに住宅課にご相談ください。	無料	住宅課 TEL 484-6168
◆ <u>自主防災訓練等への職員派遣による指導支援</u> 地域で実施する防災訓練等行事に職員を派遣して、防災指導を行う。 【実施項目】①防災講話 ②避難所運営ゲーム (HUG)、 ③その他 (クロスロード等)	市内で実施 する防災訓 練等行事参 加者	応相談	窓口または電話で申請受付後、申請書を提出してください。	無料	危機管理課 防災班 TEL484-6131
◆ <u>文化財ボランティアガイド</u> 文化財ボランティアが解説を行いながら、文化財施設をご案内します。 対象施設：①旧堀田邸 ②佐倉武家屋敷 ③佐倉順天堂記念館	原則 10 名 以上の団体	開館時間内 で応相談。 所要時間： 30 分前後 開館時間： ① 9:30 ～ 16:30、②③ 9～17 時	文化財ボランティアガイド佐倉受付票を、10 日前までに文化課までご提出ください。(窓口、郵送、ファックス)。※ファックスの場合は、送信後、着信確認の電話連絡をお願いします。	無料	文化課 〒285-8501 市役 所 1 号館 5 階 TEL 484-6192 FAX 486-9401
◆ <u>スポーツリーダーバンク</u> 地域のスポーツ団体 (5 名以上) や学校等の要請に応じて、スポーツの指導者を紹介する事業です。	市内各地域 のスポーツ 団体、学校 等	応相談 (2 時間以 内)	原則として指導を受ける期日の 3 週間前までに、生涯スポーツ課へ依頼書を提出してください。 スポーツリーダーバンク登録指導者を紹介します。	依頼者 と登録 指導者 の間で 調整を お願い いたし ます。	生涯スポーツ課 TEL484-6742 FAX484-1677
◆ <u>消費者問題出前講座</u> 相談事例や消費者トラブル情報を通して、「かしこい消費者」としての心構えを消費生活相談員が出向いて講座を行います。	市内在住 10 人以上のグ ループ	平日 9 時～12 時、 13 時～16 時 の間 (1 時間～2 時間程度)	開催日の約 2 か月前までに申込用紙に記入のうえ、消費生活センターへ提出してください。	無料	消費生活センタ ー TEL483-3010 FAX483-8604

内 容	対象者	日 時	申 込 方 法	費 用	申 込 ・ 問 合 せ
<p><b>◆消費者問題講座</b> 消費者トラブルへの対処法等を身につけて頂く講座。消費者市民社会の形成を目指して、消費生活の安全・安心にかかわる情報を対象者に合わせて、わかりやすく提供します。</p>	1 講座 20 名以上	随時（平日、休日問いません） 1 講座 1 時間	先着順になります。ただし、講師手配が可能かどうかを判断した上で正式な受付となります。	交通費が 3000 円を超える場合は、申込団体が負担。	全国消費生活相談員協会 TEL 03-5614-0316 FAX 03-5614-0743
<p><b>◆消費者教育講座</b> 市町村、公民館、消費者団体、学習グループ、学校、PTA 等各種団体等で開催される金融に関する講習会等へ講師（金融広報アドバイザー金融広報中央委員会（日本銀行内）から委嘱を受け、暮らしに身近な金融経済等に関する勉強会への講師をつとめる等、生活設計や金銭教育の指導等を行う金融広報活動の第一線指導者です。）を派遣します。</p>	10 人程度以上	随時（平日、休日問いません） 1 回あたり 1 時間 30 分～2 時間程度	講演会等実施日 2 か月前くらいまで。 申込書に必要事項を記入後、郵送、ファックス、当委員会に持参のいずれか。	無料	千葉県金融広報委員会 TEL 043-4225-7141 FAX 043-221-2969

(Q) 高齢者の相談窓口があるとききましたが、どこにありますか？

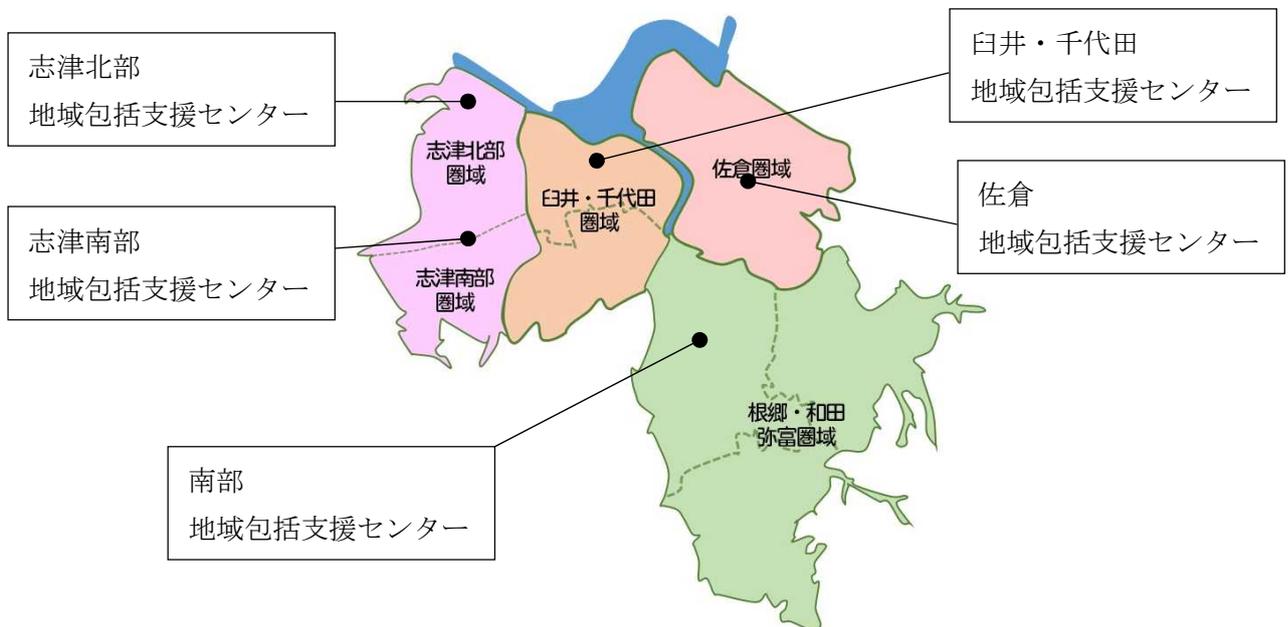
(A) 地域の高齢者に関する相談窓口として、地域包括支援センターを市内5か所に設置しています。センターには、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師・看護師の専門職が常駐し、互いに連携をとりながら、介護や生活に関する心配や悩みなどの相談に応じたり、地域で支えるネットワークづくりを進めています。



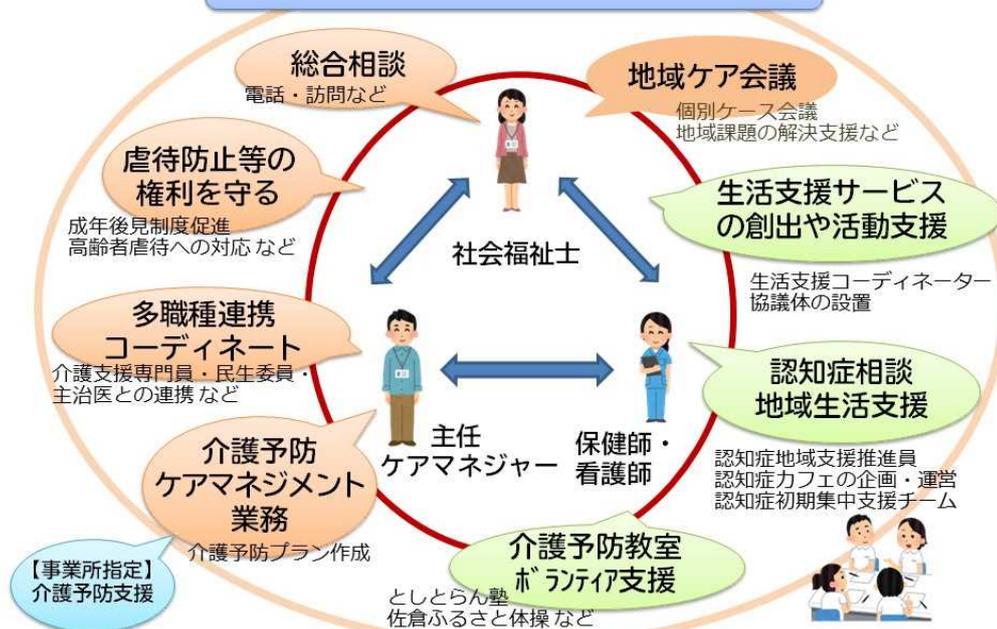
◆開所日・時間

日曜日～金曜日 午前8:30～午後5:30 (土・祝日及び12/29～1/3を除く)

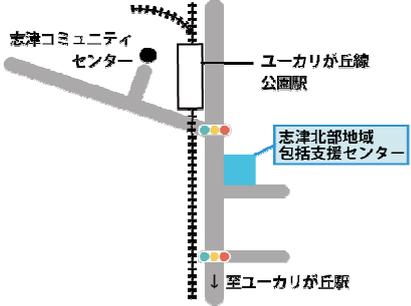
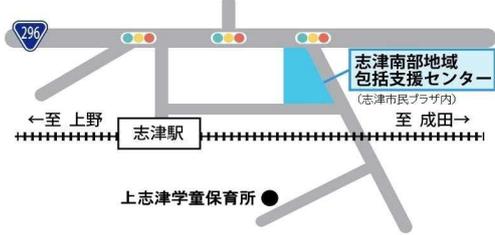
◆予約不要、相談無料 (状況に応じて、訪問相談もお受けします)

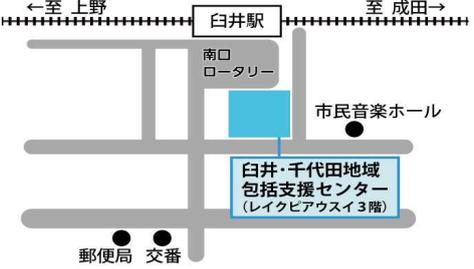


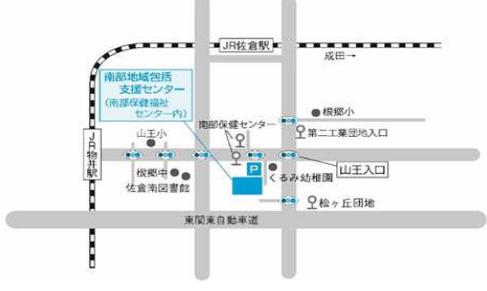
担当地域をチームで支援します



地域包括支援センターの紹介 ※お住いの地区ごとの担当制となっています。

センター	佐倉市志津北部地域包括支援センター	佐倉市志津南部地域包括支援センター
お住いの地域	上座・小竹・青菅・先崎・井野・井野町・宮ノ台・ユーカリが丘・南ユーカリが丘・西ユーカリが丘	上志津・上志津原・下志津・下志津原・中志津・西志津
住所	佐倉市ユーカリが丘2丁目2番1号	佐倉市上志津1672番地7 志津市民プラザ1階
電話	043-462-9531 (Fax 043-462-9532)	043-460-7700 (Fax 043-460-7701)
場所	 <p>志津コミュニティセンター、ユーカリが丘線公園駅、志津北部地域包括支援センター、志津駅、至ユーカリが丘駅</p>	 <p>志津南部地域包括支援センター(志津市民プラザ内)、志津駅、至成田、上志津学童保育所</p>

センター	佐倉市白井・千代田地域包括支援センター	佐倉市佐倉地域包括支援センター
お住いの地域	白井・白井田・白井台・江原・江原新田・角来・印南・八幡台・新白井田・江原台・王子台・南白井台・稲荷台・生谷・畔田・吉見・飯重・羽鳥・染井野	田町・海隣寺町・並木町・宮小路町・鑄木町・新町・裏新町・中尾余町・最上町・弥勒町・野狐台町・鍋山町・本町・樹木町・将門町・大蛇町・藤沢町・栄町・城内町・千成・大佐倉・飯田・岩名・菰山新田・土浮・飯野・飯野町・下根・山崎・上代・高岡・宮前・白銀・鑄木仲田町
住所	佐倉市王子台1丁目23番地 レイクハウス3階	佐倉市宮前3丁目12番地1
電話	043-488-3731 (Fax 043-488-3732)	043-488-5151 (Fax 043-481-0006)
場所	 <p>白井駅、南口ロータリー、市民音楽ホール、白井・千代田地域包括支援センター(레이크ハウス3階)、郵便局、交番</p>	 <p>佐倉地域包括支援センター、ミレニアムセンター、京成佐倉駅、郵便局、ヤングプラザ</p>

センター	佐倉市南部地域包括支援センター
お住いの地域	六崎・寺崎・寺崎北・太田・大篠塚・小篠塚・神門・木野子・城・石川・馬渡・藤治台・大作・大崎台・山王・春路・表町・寒風・直弥・上別所・米戸・瓜坪新田・上勝田・下勝田・八木・長熊・天辺・宮本・高崎・坪山新田・岩富町・岩富・坂戸・飯塚・内田・宮内・西御門・七曲
住所	佐倉市大篠塚1587 南部地域福祉センターB棟
電話	043-483-5520 (Fax 043-483-5521)
場所	 <p>JR佐倉駅、成田、南篠地域包括支援センター(南篠保寿福祉センター内)、山王小、南部保健センター、第二工業団地入口、桜塚中、佐倉南図書館、くるみ幼稚園、山王入口、松ヶ丘団地、東関東自動車道</p>

【連絡先】

高齢者福祉課

- 地域支援班 043-484-6343
- 包括ケア推進班 043-484-6343
- 包括支援班 043-484-6138
- 生きがい支援班 043-484-6243

介護保険課

- 介護認定班 043-484-1771
- 介護資格保険料班 043-484-6187
- 介護給付班 043-484-6174

【資料編】

I. 地域の要望に関する市役所の主な窓口

令和6年4月1日現在

内 容	手引き ページ	窓 口		電話番号
		部 等	課 等	F A X
要望書の提出先	P. 14	企画政策部	秘書課 市民の声班	4 8 4 - 6 1 0 2 FAX486-2509
集会所の修繕について	P. 6	市民部	自治人権推進課 市民活動推進班	4 8 4 - 6 1 2 7 FAX484-1677
掲示板・回覧板について	P. 7			
市民公益活動補償制度について	P. 10	市民部	自治人権推進課 市民活動推進班	4 8 4 - 6 1 2 7 FAX484-1677
防犯について	P. 45~47	危機管理部	危機管理課 防犯・安全安心対策班	4 8 4 - 6 1 6 1 FAX486-2502
防災について	P. 35・36 P. 39~42	危機管理部	危機管理課 防災班	4 8 4 - 6 1 3 1 FAX486-2502
消防団について	P. 43・44	危機管理部	危機管理課 消防班	4 8 4 - 6 1 3 2 FAX486-2502
道路について（路面の破損・U 字溝清掃など）	P. 30	土木部	道路維持課 維持班	4 8 4 - 6 1 3 0 FAX486-2505
道路にかかる枝について（交通 上支障となるもの）		土木部	道路維持課 維持班	4 8 4 - 6 1 3 0 FAX486-2505
街灯について		土木部	道路維持課 事業班	4 8 4 - 6 1 5 2 FAX486-2505
カーブミラーについて	P. 20	土木部	道路維持課 事業班	4 8 4 - 6 1 5 2 FAX486-2505
街路樹について	P. 31	土木部	道路維持課 事業班	4 8 4 - 6 1 5 2 FAX486-2505
道路上の放置自転車について		土木部	道路維持課 交通班	4 8 4 - 6 1 3 0 FAX486-2505
交通関係について（電柱幕や横 断旗の設置・交換など）		土木部	道路維持課 交通班	4 8 4 - 6 1 3 0 FAX486-2505
駐輪場について		土木部	道路維持課 交通班	4 8 4 - 6 1 3 0 FAX486-2505
公園、緑地の管理について	P. 22~24	都市部	公園緑地課 管理班	4 8 4 - 6 1 6 5 FAX485-0108
ごみ集積所について	P. 27	経済環境部	廃棄物対策課 リサイクル清掃班	4 8 4 - 6 1 4 9 FAX486-2504
犬の登録について		経済環境部	生活環境課 生活環境班	4 8 4 - 6 1 4 8 FAX486-2504

\* 民有地間の樹木（枝の張り出し等）については、市では対応できません。

## II. 相談・案内窓口一覧

### 自治会活動で困ったら… 相談窓口一覧表 (自治会の活動に関する窓口)

内容	場所	相談内容	担当	お問合せ
市に対するご意見・要望	佐倉市役所 1号館1階	要望書を提出したい。 市政に意見を述べたい。	秘書課 市民の声班	☎484-6102
自治会支援・自治会活動に関する事項	佐倉市役所 4号館3階	集会所の修繕について相談したい。	自治人権推進課 市民活動推進班	☎484-6127
		掲示板・回覧板が欲しい。 市民公益活動補償制度(保険)の相談		
市内の防災・防犯について	佐倉市役所 社会福祉センター3階	防犯に関する相談	危機管理課 防犯・安全安心対策班	☎484-6161
		防災に関する相談	危機管理課 防災班	☎484-6131
		消防団に関する相談	危機管理課 消防班	☎484-6132
道路や交通安全についての相談	佐倉市役所 2号館2階	道路について(路面の破損・U字溝清掃など)	道路維持課 維持班	☎484-6130
		道路にかかる枝について(交通上支障となるもの)		
		カーブミラーについて	道路維持課 事業班	☎484-6152
		街灯について		
		街路樹について	道路維持課 交通班	☎484-6130
		交通安全関係について(電柱幕、横断旗の設置や交換など)		
		放置自転車について		
駐輪場について				
公園・緑地についての相談	佐倉市役所 3号館2階	公園、緑地の管理について相談したい。	公園緑地課	☎484-6165
ごみや廃棄物についての相談	佐倉市役所 1号館5階	ごみ集積所についての相談・問い合わせ	廃棄物対策課	☎484-6149
犬の登録や空き地の雑草などの相談	佐倉市役所 1号館5階	犬の登録や空き地の草刈の相談	生活環境課 生活環境班	☎484-6148
騒音・振動・悪臭などの相談	佐倉市役所 1号館5階	工場、店舗、工事現場等の騒音、振動、悪臭について相談したい。	生活環境課 環境対策班	☎484-6098
空き家についての相談	佐倉市役所 3号館2階	空き家問題や空き家バンクについて相談したい。	住宅課	☎484-6168

## 会員から相談を受けたら… 案内窓口一覧表（相談先の案内情報）

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため日時等が変更される場合があります。直近の情報は、「こうほう佐倉」毎月1日号でご確認ください。

内容	日時	相談内容	場所	お問合せ
仕事や暮らしの相談	(予約制) 平日午前8時30分～午後5時15分	生活全般の相談 (生活困窮、就労相談、家計改善、住宅確保、ひきこもり等)	佐倉市役所社会福祉センター2階(社会福祉協議会内)	暮らしサポートセンター佐倉 ☎309-5483
年金相談	毎月第4水曜日 午後1時30分～午後4時30分	社会保険労務士による相談 ※年金定期便または振込通知書等持参	ミレニアムセンター佐倉	市民課 ☎484-6126
法律・人権・行政相談	(予約制) 毎月3回開催 午前10時～午後2時	市民相談員、弁護士による相談	ミレニアムセンター佐倉もしくは志津コミュニティセンター	自治人権推進課 ☎484-6128
司法書士相談	原則毎月第2水曜日 午後6時～8時 (受付～午後7時30分)	少額訴訟・多重債務・相続・登記	ミレニアムセンター佐倉	自治人権推進課 ☎484-6128
司法書士の電話相談	毎週月・水曜日 午後2時～4時	相続・登記・日常生活のトラブル・債務	千葉司法書士会 ☎0120-971-438	千葉司法書士会 ☎0120-971-438
消費生活相談	平日 午前9時～正午、午後1時～午後4時	消費者問題に関する相談	ミレニアムセンター佐倉	消費生活センター ☎483-4999
交通事故相談	(予約制) 4月以外の毎月第1・第3水曜日 午前10時～午後2時50分 ※年末年始と祝日を除く	交通事故に関する相談	ミレニアムセンター佐倉	道路維持課 ☎484-6130
心配ごと相談	佐倉相談所（毎月月曜日） （10時から15時まで。祝日は休み。）	悩み事や日常生活のご相談 法律相談は毎月第4月曜日のみ（9時から先着8名、電話予約不可、面接相談のみ）	佐倉市役所社会福祉センター2階	佐倉市社会福祉協議会 ☎484-0685
	志津相談所（毎月第1、第3水曜日）10時から15時まで。祝日は休み。）	悩み事や日常生活のご相談	西部地域福祉センター相談室	
	根郷相談所（毎月第2、第4金曜日）10時から15時まで。祝日は休み。）	悩み事や日常生活のご相談	南部地域福祉センター相談室	
精神保健福祉「相談会」	(予約制) 水金土：午前10時～・11時～、午後1時～・2時～（1回45分）※土曜日の午後2時の回はありません	精神障害に関する相談	地域生活支援センター「レインボー」及びミレニアムセンター佐倉ほか	レインボー ☎463-1128 (予約受付：午前9時～午後5時)

がんばろう！自治会！ —佐倉市は自治会等の活動を応援します！—